

守口市地域防災計画

資料編

内容

1 防災組織・体制関係

《資料 1 - 1》	守口市防災会議条例	1
《資料 1 - 2》	守口市防災会議運営要綱	2
《資料 1 - 3》	守口市防災会議委員の構成	3
《資料 1 - 4》	守口市災害対策本部条例	4
《資料 1 - 5》	守口市災害対策本部運営要綱	5
《資料 1 - 6》	守口市災害警戒本部設置要綱	8
《資料 1 - 7》	守口市防災対策推進本部設置要綱	10
《資料 1 - 8》	守口市自主防災組織防災資機材新規整備補助金及び自主防災組織防災資機材再整備補助金交付要綱	11
《資料 1 - 9》	守口市自主防災組織一覧表	15

2 自然条件・災害履歴関係

《資料 2 - 1》	災害履歴	23
------------	------------	----

3 通信関係

《資料 3 - 1》	守口市防災行政無線システム回線構成図	28
《資料 3 - 2》	同報系(MCA 固定局)指令局・屋外拡声局設置場所一覧表	29
《資料 3 - 3》	移動系防災行政無線系移動局一覧表	33
《資料 3 - 4》	防災相互波系無線基地局・移動局一覧表	37

《資料 3－5》	防災関係機関等連絡先一覧表.....	38
----------	--------------------	----

4 消防・水防関係

《資料 4－1》	常備消防力の状況.....	41
----------	---------------	----

《資料 4－2》	消防水利の状況.....	45
----------	--------------	----

《資料 4－3》	公設防火水槽・耐震性貯水槽設置場所一覧表.....	47
----------	---------------------------	----

《資料 4－4》	守口市消防団の組織.....	48
----------	----------------	----

《資料 4－5》	市消防団分団庫図.....	49
----------	---------------	----

《資料 4－6》	守口市門真市消防組合資機材一覧表.....	50
----------	-----------------------	----

《資料 4－7》	危険物施設等一覧表.....	52
----------	----------------	----

5 ライフライン関係

《資料 5－1》	大阪広域水道震災対策中央本部組織図.....	53
----------	------------------------	----

《資料 5－2》	下水道計画図.....	54
----------	-------------	----

《資料 5－3》	下水道普及状況一覧表.....	55
----------	-----------------	----

《資料 5－4》	下水道ポンプ施設一覧表.....	56
----------	------------------	----

《資料 5－5》	貯留施設.....	57
----------	-----------	----

《資料 5－6》	浸水対策ポンプ場一覧表.....	58
----------	------------------	----

《資料 5－7》	マンホールトイレ一覧表.....	59
----------	------------------	----

6 備蓄関係

《資料 6－1》	守口市の主要備蓄品一覧表.....	61
----------	-------------------	----

7 医療・衛生等関係

《資料 7-1》	災害医療機関一覧.....	62
《資料 7-2》	市保有防疫用資機材一覧表	65
《資料 7-3》	ごみ、し尿処理委託・許可業者及び施設一覧表....	66
《資料 7-4》	飯盛霊園組合葬儀取扱指定店一覧表	67
《資料 7-5》	要配慮者利用施設一覧表.....	68
8 都市計画関係		
《資料 8-1》	都市公園等整備状況一覧表	87
《資料 8-2》	都市計画道路整備状況一覧表.....	88
《資料 8-3》	地下街等一覧表	89
9 交通関係		
《資料 9-1》	緊急交通路図.....	90
《資料 9-2》	地域緊急交通路一覧表	91
《資料 9-3》	災害時用臨時ヘリポート一覧表	92
10 避難関係		
《資料 10-1》	避難場所・避難所一覧表	93
《資料 10-2》	避難場所・避難所等位置図.....	98
11 災害応援協定関係		
《資料 11-1》	災害時の協定一覧（民間）	99
《資料 11-2》	災害時の協定一覧（行政）	107
12 被害情報関係		

《資料 1 2 - 1》	大阪府防災情報システムによる報告.....	109
《資料 1 2 - 2》	災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による 報告.....	110
《資料 1 2 - 3》	被害状況等報告基準	111
《資料 1 2 - 4》	調査ブロック図.....	113
1 3 災害救助法関係		
《資料 1 3 - 1》	被害認定統一基準	114
《資料 1 3 - 2》	災害救助法による救助の程度・方法及び期間の早 見表.....	115
1 4 復旧・復興関係		
《資料 1 4 - 1》	応急仮設住宅建設候補地一覧表.....	119
《資料 1 4 - 2》	守口市災害弔慰金の支給等に関する条例.....	123
《資料 1 4 - 3》	守口市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	125
様 式		
〈様式 1〉	職員動員報告書.....	128
〈様式 2〉	防災関係機関被害報告様式	129
〈様式 3〉	被害状況受付表.....	130

1 防災組織・体制関係

《資料1-1》 守口市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、守口市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 守口市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員35人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平12.3.23条例11）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平24.12.19条例35）

この条例は、公布の日から施行する。

《資料1-2》 守口市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市防災会議条例（昭和39年守口市条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、守口市防災会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、同条第5項第4号に規定する委員のうちから会長が指名する委員とする。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の代理出席)

第4条 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、自らの属する機関又は団体の職員等のうちからあらかじめ指名した者を代理出席させることができる。

(専決処分)

第5条 緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項であるときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

(1) 守口市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(4) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、又はその他必要な協力を求めること。

(5) 守口市地域防災計画資料編の修正に関すること。

(6) 守口市地域防災計画の軽微な修正に関すること。

2 前項第6号に定める軽微な修正とは、関係法令の改正及び新たな制定又は廃止等による上位計画の変更に伴う文言の修正、組織の名称及び機構等の変更に伴う文言の修正等をいう。

(事務局)

第6条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を設ける。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は危機管理室長をもって充て、その他の職員は危機管理室の職員をもって充てる。

4 事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 会議の庶務に関する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事務

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年11月8日から施行し、改正後の守口市防災会議運営要綱は平成28年4月1日から適用する。

《資料1-3》 守口市防災会議委員の構成

令和5年10月

会長	守口市長
第1号委員	近畿農政局大阪府拠点総括農政推進官
	北大阪労働基準監督署長
	近畿地方整備局淀川河川事務所長
第2号委員	大阪府守口保健所次長
	大阪府枚方土木事務所参事兼地域支援・企画課長
第3号委員	大阪府守口警察署長
第4号委員	守口市副市長
	守口市水道事業管理者
	守口市企画財政部長
	守口市総務部長
	守口市市民生活部長
	守口市健康福祉部長
	守口市こども部長
	守口市理事兼都市整備部長
	守口市環境下水道部長
	守口市健康福祉部健康推進課主幹
	守口市こども部こども施設課にじいろ認定こども園長
	守口市健康福祉部障がい福祉課主任
第5号委員	守口市教育委員会教育長
第6号委員	守口市門真市消防組合消防長
	守口市消防団長
第7号委員	日本郵便株式会社守口郵便局長
	西日本電信電話（株）関西支店設備部長
	日本通運（株）大阪支店ロジスティクス部長
	関西電力送配電（株）守口配電営業所長
	淀川左岸水防事務組合事務局長
	京阪電気鉄道（株）大阪エリア統括駅長
	京阪バス（株）寝屋川営業所長
	大阪ガスネットワーク（株）北東部事業部保全チームマネジャー
	（一社）守口市医師会理事
第8号委員	守口市赤十字奉仕団委員長
	守口市エイフボランティアネットワーク会長
	守口市身体障害者福祉会理事
	守口市社会福祉協議会常任理事

委員定数：35人以内

実数：34人

任期：2年

《資料1-4》 守口市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、守口市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長及び本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平8.3.5条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平24.12.5条例22）

この条例は、公布の日から施行する。

《資料1-5》 守口市災害対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市災害対策本部条例(昭和39年守口市条例第20号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、守口市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(本部の設置)

第2条 守口市災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部を設置するものとする。

(1) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき。

(2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(3) 守口市において震度5弱以上の地震が発生したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、本部長が本部を設置する必要があると認めたとき。

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 災害応急対策の基本方針の決定

(2) 災害に関する情報収集

(3) 職員の動員の指令

(4) 各部局間の連絡調整事項の指示

(5) 避難指示等の発令

(6) 災害警戒区域の設定

(7) 応急公用負担の実施

(8) 現地災害対策本部の設置

(9) 災害救助法の適用申請

(10) 自衛隊の派遣要請

(11) 他の市町村及び関係機関への応援要請

(12) 前各号に掲げるもののほか、災害応急対策に関し必要な事務

(組織)

第4条 本部は、市長及び副市長並びに別表に掲げる者をもって組織する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、危機管理室を所管する副市長とする。

(本部長の職務代理)

第6条 守口市災害対策本部条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合において、副本部長にも事故があるとき又は副本部長も欠けたときは、危機管理監、企画財政部長、総務部長の順序でその職務を代理する。

(本部長の権限)

第7条 本部長は、次に掲げる権限を有する。

(1) 緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合において、第3条に掲げる

事務を行うこと。

(2) 職員に対する配備指令を発すること。

(会議)

第8条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(連絡責任者)

第9条 本部及び各部局との連絡を図るため、各部局に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、各部局の長が指名する者をもって充てる。

3 連絡責任者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 職員の動員の指令及びその他本部からの指令等の伝達に関する事務

(2) 部局内の連絡調整に関する事務

(3) 部局内の災害応急対策の実施状況及び被害状況の把握並びに報告に関する事務

(4) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事務

(本部の廃止)

第10条 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部を廃止するものとする。

(1) 予想された災害の危険が解消したとき。

(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、本部長が本部を設置する必要がないと認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

別表（第4条関係）

水道事業管理者	教育長	理事	危機管理監	市長室長	企画財政部長
総務部長	市民生活部長	健康福祉部長	こども部長	都市整備部長	
環境下水道部長	会計管理者	選挙管理委員会事務局長	監査委員事務局長		
水道局長	教育監	教育委員会教育部長	議会事務局長		

《資料1-6》 守口市災害警戒本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市地域防災計画に基づく災害情報の収集及び伝達その他災害警戒活動を行う、守口市災害警戒本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 守口市災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部を設置するものとする。

(1) 暴風、大雨又は洪水に関する気象注意報、気象警報又は気象特別警報が発令され、災害の発生のおそれがあるとき。

(2) 降雨量、水位等の観測状況から災害の発生のおそれがあるとき。

(3) 市の区域内の局地的に軽微な災害が発生したとき。

(4) 守口市において震度4の地震が観測されたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が本部を設置する必要があると認めたとき。

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 災害情報の収集及び分析並びに提供

(2) 災害応急対策の検討

(3) 職員の動員の指令

(4) 各部局間の連絡調整事項の指示

(5) 前各号に掲げるもののほか、災害警戒活動に関し必要な事務

(組織)

第4条 本部は、副市長及び部長級以上の職員をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第5条 本部に、本部長及び副本部長各1人を置く。

2 本部長は危機管理室を所管する副市長をもって充て、副本部長は危機管理監をもって充てる。

3 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合において、副本部長にも事故があるとき又は副本部長も欠けたときは、企画財政部長がその職務を代理する。

(本部長の権限)

第6条 本部長は、次に掲げる権限を有する。

(1) 緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合において、第3条に掲げる事務を行うこと。

(2) 職員に対する配備指令を発すること。

(会議)

第7条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(本部の廃止)

第8条 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部を廃止するものとする。

- (1) 守口市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 第2条第1号又は第2号に規定する災害の発生のおそれなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が本部を設置する必要がないと認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

《資料1－7》 守口市防災対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 守口市地域防災計画に基づく防災対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、守口市災害対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画の推進及び修正案の検討
- (2) 防災施策の審議
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に係る研究及び調査

(組織)

第3条 推進本部は、副市長及び部長級以上の職員をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に、本部長及び副本部長各1人を置く。

- 2 本部長は危機管理室を所管する副市長をもって充て、副本部長は危機管理監をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合において、副本部長にも事故があるとき又は副本部長も欠けたときは、企画財政部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、危機管理室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

≪資料1－8≫ 守口市自主防災組織防災資機材新規整備補助金及び自主防災組織防災資機材再整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たに結成した自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）に対し自主的な防災活動に必要な資材、機材等で市長が定めるもの（以下「防災資機材」という。）の購入に必要な経費を補助する自主防災組織防災資機材新規整備補助金（以下「新規整備補助金」という。）及び既に結成されている自主防災組織に対し防災資機材の購入及び自主防災組織が保有する倉庫の修繕に必要な経費を補助する自主防災組織防災資機材再整備補助金（以下「再整備補助金」という。）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 新規整備補助金の交付の対象は、新たに結成した自主防災組織であって、市長に対し自主防災組織結成届出書の提出をしようとするものとする。ただし、当該自主防災組織の活動する区域を包括する自治会、町会等の活動する区域内において、既に自主防災組織結成届出書の提出（この要綱の施行前に行った市長に対する自主防災組織を結成した旨の届出を含む。次項及び第3項において同じ。）をした自主防災組織がある場合は、この限りでない。

2 再整備補助金の交付の対象は、市長に対し自主防災組織結成届出書の提出をした自主防災組織であって、当該年度において当該提出から10年を経過するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長に対し自主防災組織結成届出書の提出をした自主防災組織が市に起因する事由により当該自主防災組織が保有する既存の倉庫を他の場所に移設し、又は既存の倉庫を解体処分し、他の場所に新たに倉庫を設置する場合（次条において「移設等」という。）については、当該自主防災組織を再整備補助金の交付の対象とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防災資機材の購入費及び自主防災組織が保有する倉庫の修繕費（前条第3項に該当する場合には、移設等に要する費用）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、新規整備補助金にあつては300,000円（当該自主防災組織を構成する世帯数が500を超える場合にあっては、400,000円）を限度として、再整備補助金にあつては250,000円（第2条第3項に該当する場合にあっては、700,000円）を限度として、補助対象経費に相当する額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 新規整備補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織は、守口市自主防災組織防災資機材新規整備補助金・自主防災組織防災資機材再整備補助金交付申請書（次項において「申請書」という。）及び自主防災組織結成届出書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 地区防災計画書
- (3) 防災資機材整備計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 再整備補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織は、申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材再整備計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、守口市自主防災組織防災資機材新規整備補助金・自主防災組織防災資機材再整備補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払の請求)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自主防災組織（以下「被交付決定組織」という。）は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、守口市自主防災組織防災資機材新規整備補助金・自主防災組織防災資機材再整備補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 市長は、前条第2項の規定による概算払の請求を受けたときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金の概算払をするものとする。

(変更交付申請)

第9条 被交付決定組織は、補助金の交付決定後、第5条の規定による申請の内容を変更する変更交付申請を行う場合には、守口市自主防災組織防災資機材新規整備補助金・自主防災組織防災資機材再整備補助金変更交付申請書に変更後の防災資機材整備計画書又は防災資機材再整備計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めるときは、守口市自主防災組織防災資機材新規整

備補助金・自主防災組織防災資機材再整備補助金変更承認通知書により当該被交付決定組織に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 被交付決定組織は、補助事業が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該完了した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書に市長が必要と認める書類を添え、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、被交付決定組織から前条の実績報告書の提出があったときは、その内容が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告書の提出があった日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに守口市自主防災組織防災資機材新規整備補助金・自主防災組織防災資機材再整備補助金補助金額確定通知書により被交付決定組織に通知するものとする。

（補助金の精算）

第12条 第8条の規定による概算払により補助金の交付を受けた自主防災組織は、前条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、補助金の精算をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、別に定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

（補助金の請求）

第13条 被交付決定組織は、第11条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から30日以内に、守口市自主防災組織防災資機材新規整備補助金・自主防災組織防災資機材再整備補助金請求書により補助金の交付を請求しなければならない。ただし、第8条の規定による概算払により交付を受けた補助金の額が第11条の規定により確定した額以上である場合は、この限りでない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、被交付決定組織が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を、防災資機材整備計画書若しくは防災資機材再整備計画書に定めた防災資機材の購入又は防災資機材再整備計画書に定めた倉庫の修繕以外の用途に用いたとき。
- （3）前号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、防災主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

(守口市防災資機材貸与要綱の廃止)

2 守口市防災資機材貸与要綱(平成8年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

3 この要綱は、令和2年2月14日から施行する。

《資料1-9》 守口市自主防災組織一覧表

令和6年1月1日時点 174 組織

校区名 《組織数》	No	自主防災組織名称	世帯数 (概数)	結成年月日	資機材保管場所 ※結成時点
守口小 《13》	29	神木地区町内会自主防災会	420	H9. 8. 11	神木町児童公園
	130	南日吉地区防犯委員会自主防災会	800	H13. 7.10	エナーノ京阪(旧土居小)
	134	本町地区自主防災会	820	H13. 12.6	桜町団地敷地内
	136	八島町会自主防災会	520	H14. 7.31	八島さくら公園
	137	土居地区自主防災会	512	H15. 1. 8	土居駅上り階段下(旧土居小)
	141	祝地区自主防災会	600	H16. 2. 5	日吉公園(旧土居小)
	143	北日吉地区自主防災会	520	H16. 9.24	日吉公園(西側)(旧土居小)
	145	メロディハイム守口1自主防災会	535	H17. 12.14	マンション内倉庫(旧土居小)
	148	御幸地区防災ネットワーク	773	H20.4.1	桃町緑道公園
	154	八雲南町会自主防災会	800	H22.3.17	資機材のみ(倉庫なし)
	163	第2祝自主防災会		H28.12.12	日吉公園
	164	第2北日吉自主防災会		H28.12.12	日吉公園
	173	守口ミッドサイト文禄ヒルズ・ザ・タワー自主防災会	100	R2.2.6	-
	3	大日町1丁目自主防災会	210	H8.12. 1	大日町1丁目児童公園
	4	大日町4丁目自主防災会	607	H8.12. 1	大日町4丁目第1児童公園

庭窪小 《12》	11	大日町3丁目自主防災会	397	H8.12.1	大日東公園
	13	大日町2丁目自主防災会	436	H8.12.1	大日会館横
	30	佐太中町1丁目南町会自主防災会	180	H9.9.1	庭窪小学校
	31	佐太中町1丁目北町会自主防災会	170	H9.9.1	佐太中町1丁目児童公園
	32	佐太中町2丁目東町会自主防災会	110	H9.9.1	佐太中町2丁目第2児童公園
	33	佐太中町2丁目西町会自主防災会	130	H9.9.1	佐太中町2丁目第3児童公園
	34	佐太中町3丁目町会自主防災会	120	H9.9.1	市営佐太団地内
	35	佐太西町1丁目町会自主防災会	127	H9.9.1	国道1号線高架下淀川側道公園
	36	佐太団地自治会自主防災会	54	H9.9.1	市営佐太住宅内
	44	キングマンション守口自主防災会	188	H10.5.25	キングマンション守口敷地
八雲小 《6》	88	守口淀江住宅自主防災会	220	H11.7.6	守口淀江住宅敷地内
	93	大庭町1丁目町会自主防災会	580	H11.10.4	大庭町1丁目児童公園
	94	大庭町2丁目町会自主防災会	290	H11.10.6	大庭町2丁目公園
	103	八雲北3丁目自治会自主防災会	600	H11.11.12	八雲北第2公園
	109	八雲本町町会自主防災会	300	H12.1.20	八雲公園
	122	守口ハイライフ自主防災会	600	H12.7.10	守口ハイライフ集会所横
錦小 《12》	17	みどり町会自主防災会	500	H9.2.1	南寺方東通1丁目児童公園
	27	東郷町会自主防災会	160	H9.7.10	東郷公園
	98	寺方錦町会自主防災会	250	H11.10.29	(仮称)寺方錦公園
	102	菊水南町会自主防災会	430	H11.11.10	菊水公園
	105	寺方東町内会自主防災会	330	H11.12.15	寺方本通4丁目第二児童公園
	108	錦野町会自主防災会	250	H12.1.14	南寺方公園

	117	さくら町会自主防災会	310	H12. 6.20	錦公園
	118	南寺方東・互町会自主防災会	600	H12. 6.21	南寺方東公園
	119	ふたば町会自主防災会	60	H12. 6.23	北寺方府営住宅内の公園
	121	錦団地自治会自主防災会	300	H12. 6.30	錦団地内集会所横
	126	東郷地区自治会自主防災会	170	H13. 1.25	東郷北公園
	156	レックスガーデン自治会自主防災会	700	H23.4.1	レックスガーデン敷地内
金田 小 《12》	24	金田町5丁目自治会自主防災会	468	H9. 5.20	金田西公園
	37	金田町3丁目南自治会自主防災会	198	H9.10. 8	金田東公園
	41	金田2丁会自主防災会	548	H10. 1. 5	金田山王権現児童公園
	43	金田三丁目中町会自主防災会	201	H10. 5.22	金田町第二府住児童公園
	54	金田町6丁目自治会自主防災会	476	H10.12. 19	金田北公園
	57	金田南住宅自治会自主防災会	182	H11. 2.26	府営守口金田南住宅内
	59	金田町3丁目東自治会自主防災会	220	H11. 4.22	金田 3 丁目第 1 児童公園
	60	金田北住宅自主防災会	190	H11. 6.15	府営金田北住宅内
	84	金田町二丁目南町会自主防災会	208	H11. 6.25	金田きりん公園
	90	金田4丁目自主防災会	125	H11. 7.22	金田 4 丁目児童公園集会所
	125	金田3丁目西自治会自主防災会	60	H.12. 11. 13	金田第二府営児童公園集会所
	138	佐太東町2丁目自治会自主防災会	227	H15. 4.30	佐太東 2 児童公園
梶小 《17》	19	金田町1丁目第5自治会自主防災会	400	H9. 4. 1	金田公園
	20	梶四丁目町会自主防災会	600	H9. 3.25	梶町 4 丁目第 2 児童公園
	21	梶三西町会自主防災会	262	H9. 4. 1	梶町 3 丁目第 2 児童公園
	22	金田第一町会自主防災会	245	H9. 5.25	金田町 1 丁目第 3 児童公園

	48	大日東南自主防災会	450	H10. 6.24	大日南公園
	157	大日東町北町会自主防災会	150	H24.10.18	大日東つつじ公園
	49	桐月自治会自主防災会	630	H10. 6.24	梶第1団地敷地
	50	梶団地自主防災会	142	H10. 6.24	梶第2団地敷地
	115	梶三中町会自主防災会	220	H12. 6.13	梶町3丁目第一児童公園
	123	梶四南町会自主防災会	75	H12. 8. 8	梶町2丁目第一児童公園
	139	金田町1丁目中町会自主防災会	150	H15. 8.20	市営梶第一団地内児童公園
	140	府住 佐太東自主防災会	100	H15. 8.12	団地建物内倉庫
	142	金田第二自治会自主防災会	221	H16. 4.20	広場
	152	梶二住宅自治会自主防災会	100	H20.7.8	梶町二丁目第二児童公園
	159	梶一西町会自主防災会	380	H26.2.4	大日南公園
	161	梶本町会自主防災会	340	H273.13	消防団梶分団庫
	174	金田南自主防災会	112	R2.2.18	-
藤田 小 《10》	5	大久保町1丁目1町会自主防災会	220	H8.12. 1	鈴木家具店横
	6	大久保町1丁目2町会自主防災会	290	H8.12. 1	大久保保育所前
	7	大久保町3の東町会自主防災会	120	H8.12. 1	大久保町3丁目児童公園
	8	梶三東町会自主防災会	410	H8.12. 1	梶町3丁目第3児童公園
	9	梶町4丁目東町会自主防災会	600	H8.12. 5	梶町4丁目第1児童公園
	10	大久保町1丁目4町会自主防災会	280	H8.12. 5	大久保西公園
	12	大久保町1丁目3町会自主防災会	156	H8.12. 1	藤田中学校裏
	15	藤田1町会1分団自主防災会	600	H9. 2. 1	藤田町1丁目第1児童公園
	16	藤田1町会2分団自主防災会	525	H9. 2. 1	藤田町1丁目第1児童公園(共同使用)

	18	大久保町3丁目西町会自主防災会	135	H9. 2. 1	藤田中学校裏
八雲 東小 《20》	72	守口ビューハイツ自治会自主防災会	272	H 11. 6.24	守口ビューハイツ内
	73	ファミリー守口自治会自主防災会	186	H 11. 6.24	ファミリー守口内
	74	メロデーハイム大日自治会自主防災会	265	H 11. 6.24	メロデーハイム大日内
	75	新北町会自主防災会	195	H 11. 6.24	八雲東第二公園
	76	新中町会自主防災会	255	H 11. 6.24	八雲東第二公園(共同使用)
	77	連合東中町会自主防災会	130	H 11. 6.24	八雲東第二公園(共同使用)
	78	連合北町会自主防災会	180	H11. 6.24	八雲東公園
	79	連合東町会自主防災会	210	H 11. 6.24	八雲東公園(共同使用)
	80	連合南町会自主防災会	190	H 11. 6.24	八雲東公園(共同使用)
	81	新南町会自主防災会	180	H 11. 6.24	八雲東二丁目児童公園(共同使用)
	82	連合中町会自主防災会	150	H 11. 6.24	八雲東二丁目児童公園(共同使用)
	83	連合西町会自主防災会	260	H 11. 6.24	八雲東二丁目児童公園(共同使用)
	162	サンマークス大日ステーションレジデンス自主防災会	296	H27.3.16	サンマークス大日ステーションレジデンス
	166	ジアスタワーレジデンス(A棟)自主防災会	212	R1.12.1	ジアスタワーレジデンス(A棟)内
	167	エアタワーレジデンス(B棟)自主防災会	107	R1.12.1	エアタワーレジデンス(B棟)内
	168	フォレストコート(C棟)自主防災会	146	R1.12.1	フォレストコート(C棟)内
169	ルナタワーレジデンス(D棟)自主防災会	227	R1.12.1	ルナタワーレジデンス(D棟)内	
170	ブリーズコート(E棟)自主防災会	103	R1.12.1	ブリーズコート(E棟)内	
171	フラワーコート(F棟)自主防災会	153	R1.12.1	フラワーコート(F棟)内	
172	サンタワーレジデンス(G棟)自主防災会	215	R1.12.1	サンタワーレジデンス(G棟)内	
佐太 小《7》	42	佐太一番連合町会自主防災会	691	H10. 3.16	佐太第2公園
	85	府営守口佐太中住宅自治会自主防災会	295	H 11. 6.28	府営佐太中住宅内東側端

	89	守口スカイハイツ自治会自主防災会	388	H 11. 7.15	守口スカイハイツ敷地内
	131	佐太中町4丁目町会自主防災会	250	H13. 10.17	佐太中町 4 丁目児童公園
	132	佐太中町6丁目町会自主防災会	166	H13. 10.17	佐太中央公園
	133	佐太中町5丁目町会自主防災会	300	H13. 10.23	佐太中町 5 丁目児童公園
	160	佐太一番七丁目会自主防災会		H27.3.9	佐太天満宮
	175	レインボーフォレスト守口自主防災会	110	R5.12.15	
下島小 《5》	53	八雲北十番地区自主防災会	835	H10.12. 16	阪神高速高架下八雲中央公園
	87	南十番自主防災会	1,340	H 11. 7. 5	八雲西町 1 丁目児童公園
	91	下島町自主防災会	141	H 11. 7.26	八雲中央公園高架下入口右側
	92	メイプルパークスクエア管理組合自主防災会	1,000	H 11. 8. 4	メイプルパークスクエアホップ室横
	124	八雲北住宅自治会自主防災会	254	H.12. 9. 4	府営八雲北住宅集会所横
よつば 《18》	46	藤田三町会自主防災会	1,100	H10. 6.10	弥治右衛門碑前公園
	47	藤田二町会自主防災会	430	H10. 6.10	藤田天社児童公園
	86	藤和会自主防災会	240	H 11. 6.28	府営藤田住宅内倉庫
	99	藤田町4丁目西町会自主防災会	410	H11.11. 4	藤田町 4 丁目児童公園
	100	藤田町4丁目東町会自主防災会	400	H11.11. 4	藤田町 4 丁目児童公園 (共同使用)
	101	大久保2町会自主防災会	410	H11.11. 8	おおくぼ幼稚園裏門左横
	104	藤田5町会自主防災会	600	H11.12. 10	藤田南公園
	110	インテリジエントシティ自治会自主防災会	270	H11. 12.14	大久保町 2 丁目児童公園
	2	東町2丁目自治会自主防災会	530	H8.10. 13	東町 1 丁目第 2 児童公園
	95	大久保4丁会自主防災会	475	H11.10. 18	大久保中学校裏門内横
	96	大久保団地自治会自主防災会	200	H11.10. 20	大久保団地内
111	大久保本町町会自主防災会	200	H12. 2. 2	同 上(共同使用)	

	112	藤田6丁会自主防災会	280	H12. 2. 3	藤田東公園
	113	新栄町会自主防災会	630	H12. 2. 3	大久保南公園
	114	大久保新町町会自主防災会	350	H12. 3. 6	大久保町 5 丁目第四児童公園
	116	東町一町会自主防災会	330	H12. 6.15	東町広場
	120	大久保5丁会自主防災会	190	H12. 6.23	大久保 5 丁目第 3 児童公園
	158	本町東町会自主防災会	160	H26.1.23	本町東町会館に搬入
さくら 《22》	1	西郷町会自主防災会	390	H8.10. 1	東光町 1 丁目第 1 児童公園
	39	東光南町会自主防災会	200	H9.12. 15	東光町 1 丁目第 1 児童公園
	135	東光一町会自主防災会	520	H14. 2. 1	東光町1丁目第二児童公園
	144	大枝東町自主防災会	420	H17. 7.19	大枝神社境内
	153	東光二町会自主防災会	330	H22.3.3	東光二丁目事務所
	155	大枝南町自主防災会	700	H23.1.30	大枝南町 12-22 付近
	165	大枝白寿会自主防災会	240	R1.8.26	石附様宅作業場奥
	52	橋波東之町会第一分団自主防災会	270	H10.12. 8	東橋波会館
	55	西橋波自主防災会	850	H11. 1. 6	西橋波さつき公園
	56	西橋波西郷地区自主防災会	400	H11. 1. 6	橋波西之町 1 丁目児童公園
	58	大宮菊水町会自主防災会	1,160	H11. 4.12	大宮菊水ホップ場公園(小)
	61	西郷隣友会自主防災会	70	H11. 6.18	JR 宿舎内の 1 号棟倉庫
	62	JR宿舎協議会自主防災会	50	H11. 6.18	JR 宿舎内の 1 号棟倉庫(共同使用)
	63	西郷新町会自主防災会	75	H11. 6.18	大宮公園
	64	菊水親ぼく会自主防災会	230	H11. 6.18	大宮公園(共同使用)
	65	大宮団地住宅町会自主防災会	70	H11. 6.18	市営大宮団地内
66	菊水町会自主防災会	218	H11. 6.18	市営大宮団地内(共同使用)	

	67	大宮二町会自主防災会	240	H11. 6.18	市営大宮団地内（共同使用）
	68	殖親町会自主防災会	170	H11. 6.18	市営大宮団地内（共同使用）
	69	大宮三町会自主防災会	170	H11. 6.18	大宮南公園内
	70	大宮四町会自主防災会	207	H11. 6.18	大宮南公園内（共同使用）
	129	橋波東之町会第二分団自主防災会	422	H13. 6. 4	橋波東之町 2 丁目児童公園
寺方 南小 《13》	23	南寺方西町会自主防災会	430	H9. 5.20	南寺方西公園
	25	南寺方北之町会自主防災会	180	H9. 7. 7	市営住宅内
	26	西郷南町会自主防災会	750	H9. 8. 1	西郷通 4 丁目児童公園
	38	北親会自主防災会	250	H9.12. 1	元市営住宅空地
	40	南高瀬自主防災会(高瀬 3・4・5 丁目)	640	H9.12. 18	高瀬公園
	107	東光三町会自主防災会	650	H11.12. 26	大枝テニスコート横
	106	寺方町会自主防災会	1,250	H11.12. 28	寺方元町 4 丁目第一児童公園
	127	馬場三町会自主防災会	330	H13. 1.31	高瀬公園
	128	馬場二町会自主防災会	270	H13. 1.31	高瀬公園(共同使用)
	28	南寺方南町会自主防災会	350	H9. 8. 1	南小学校
	45	南寺方中町会自主防災会	130	H10. 6. 1	南寺方中通 2 丁目児童公園
51	南寺方町会自主防災会	500	H10. 7.14	南寺方南通 2 丁目児童公園	
71	守口第2日光ハイツ自主防災会	120	H11. 6.23	寺方南通 1 丁目児童公園	
さつき 《6》	146	滝井西町自主防災会	360	H18. 2.1	関西医大病院南側敷地内
	147	寿地区・太子地区連合会自主防災会	840	H19. 11.4	平代うさぎ公園
	149	滝井東町会自主防災会	1,000	H20.7.1	滝井りす公園
	14	土居東自主防災会	430	H8.12. 1	土居公園
	150	高瀬一自主防災会	300	H20.5.13	大枝公園

151	高瀬二自主防災会	250	H20.7.1	大枝公園
-----	----------	-----	---------	------

2 自然条件・災害履歴関係

《資料2-1》 災害履歴

《過去の風水害による被災状況》

(昭和49年度以降)

年 月 日	原因	被災状況			備考
		床下浸水	床上浸水	計	
昭和49年4月8日	大雨		7	7	
6月21日	大雨		42	42	
7月21日	大雨		41	41	
昭和50年7月4日	大雨	739	38	777	大東市に災害救助法適用
8月7日	大雨		41	41	
8月23日	台風6号		9	9	
昭和52年7月28日	雷雨	401	13	414	
昭和54年6月27日	大雨	120		120	
9月30日	台風16号	2,983	139	3,122	
昭和55年8月31日	大雨	98	2	100	
昭和57年8月3日	大雨	168		168	松原市、堺市、東大阪市に災害救助法適用
昭和58年7月5日	大雨	22		22	
9月7日	大雨	571	12	583	
9月28日	台風10号	51	2	53	
昭和59年5月1日	大雨	17		17	
6月27日	大雨	298	13	311	
7月22日	大雨	1,860	116	1,976	
昭和60年6月22日	大雨	12		12	
7月8日	大雨	6		6	
平成元年9月8日	大雨	336	20	356	
9月14日	大雨	1,451	56	1,507	
平成2年7月12日	大雨	219	2	221	
9月13日	大雨	19		19	
平成3年6月13日	大雨	9		9	
平成7年7月3日	大雨	17	1	28	
7月28日	大雨	16	2	18	
平成9年7月13日	大雨	191	19	210	
8月5日	大雨	84	1	85	
8月7日	大雨	484	17	561	

年 月 日	原因	被災状況			備考
		床下浸水	床上浸水	計	
平成 10 年 7 月 11 日	大雨	33		33	
平成 11 年 6 月 21 日	大雨	15		15	
6 月 29、30 日	大雨	11		11	
平成 12 年 9 月 10 日	大雨	189		189	
平成 15 年 5 月 8 日	大雨	85		85	
8 月 5 日	大雨	32		32	
9 月 24 日	大雨	34		34	
平成 16 年 10 月 12 日	大雨	2		2	
平成 24 年 8 月 13 日	大雨	7,307	650	7,957	
平成 25 年 8 月 25 日	大雨	15		15	

※被災状況が床下浸水以上を記載しています。

《過去の地震歴》

年 月 日	災害状況
1689(元禄 2)年 3 月 28 日	戌の刻(午後 7~9 時)、近年にない大地震。(被害不明)
1749(寛延 2)年 10 月 17 日	大地震。(被害不明)
1751(寛延 4)年 11 月 27 日	大地震。(被害不明)
1786(天明 6)年 6 月 23 日	酉の刻(午後 5~7 時)、大地震、24、26、28 日に余震続く。(被害不明)
1791(寛政 3)年 8 月 15 日	前代未聞の大地震。(被害不明)
1819(文政 2)年 6 月 12 日	八つ頃、100 此方なき大地震、前代未聞のことである。(被害不明) 京都・伊勢・美濃一帯に大地震が起こった。(M=7)
1854(安政元)年 6 月 14 日 伊賀上野地震	夜八ツ時と翌日の五ツ時に大地震があり、この地震は近畿各地に被害をもとらした。(M=7)
1854(安政元)年 12 月 23 日 安政東海地震	大阪で家屋の倒壊 200 戸 (M=8.4)
1854(安政元)年 12 月 24 日 安政南海地震	大阪で津波による死者多数、船舶被害 1800、洛橋 10。 (M=8.4)
1891(明治 24)年 10 月 28 日 濃尾地震	午後 6 時 15 分に地震があり、7 時までの小震 3 回、夜までに微震が数回あった。 大阪府での被害は死者 24 人、負傷者 94 人、家屋全壊 1011 戸、家屋半壊 708 戸である。(M=8)
1899(明治 32)年 3 月 7 日 紀伊大和地震	午前 9 時 55 分に地震があり、大阪市内砲兵工廠、小学校損傷。 (M=7)

年 月 日	災害状況
1923(大正 12)年 9 月 1 日 関東大震災地震	午前 11 時 58 分の関東大震災の余波が守口にも及んだ。 たらいの水が飛び出すほどの揺れがあった。(M=7.9)
1927(昭和 2)年 3 月 7 日 北丹後地震	18 時 27 分北丹後地震が起こった。 大阪府での死者 21 人、負傷者 126 人、家屋全壊 127 戸、家屋半壊 117 戸である。(M=7.3)
1936(昭和 11)年 2 月 21 日 河内大和地震	午前 10 時 8 分に二上山南部を震源地とする地震があり、26 日までに弱震 2 回、微震 23 回、無感覚地震 74 回など本震を加え 102 回に及んだ。 大阪府での被害は、死者 8 人、負傷者 52 人、家屋全壊 18 戸、家屋半壊 89 戸である。(M=6.4)
1944(昭和 19)年 12 月 7 日 東南海地震	13 時 35 分東南海地震、大阪市内で死者 6 人、負傷者 120 人、家屋全壊 122 戸、家屋半壊 2,500 戸の被害があった。(M=7.9)
1945(昭和 20)年 1 月 13 日 三河地震	午前 3 時 38 分に三河地震が起こった。この地震は東海大地震ともいい、全国で死者 1,961 人、重傷者 896 人、全壊 5,539 戸、半壊 11,706 戸の被害があった。(M=6.8)
1946(昭和 21)年 12 月 21 日 南海地震	午前 4 時 19 分南海地震が起こり、大阪府での被害、死者 32 人、負傷者 46 人、家屋全壊 261 戸、家屋半壊 217 戸。近畿・四国地方に死者 1,330 人、負傷者 2,632 人、全半壊 35,078 戸の被害があった。 (M=8)
1952(昭和 27)年 7 月 18 日 吉野地震	午前 1 時 9 分、吉野地震が起こり、大阪府では死者 2 人、負傷者 75 人、家屋全壊 9 戸、家屋半壊 7 戸、全体で死者 9 人、負傷者 136 人、家屋の全半壊 46 戸、道路破損 26 箇所の被害があった。 余震は 8 月 9 日までに 4 回のみ。(M=6.8)
1995(平成 7)年 1 月 17 日 兵庫県南部地震	午前 5 時 46 分、淡路島を震央とした都市直下型地震が起き、兵庫県、大阪府で大きな被害が発生した。 守口市では軽傷者 45 人、住宅被害 1,074 棟、水道断水、停電、電話の通信混乱などライフラインに大きな影響が出た。守口市では震度 4 を観測した。(M=7.3)
2000(平成 12)年 10 月 6 日 鳥取県西部地震	13 時 30 分頃鳥取県西部を震源とするマグニチュード 7.3 の地震が発生し、鳥取県境港市や日野町で震度 6 強を観測した。 未知の活断層による地震であった。 守口市では震度 3 を観測した。(M=7.3)
2001(平成 13)年 3 月 24 日 芸予地震	15 時 27 分頃、瀬戸内海芸予灘の深さ 46 km を震源とするマグニチュード 6.7 の地震が発生した。 四国から九州地方に急傾斜で沈み込むフィリピン海プレート内で発生した地震である。 守口市では震度 2 を観測した。(M=6.7)

年 月 日	災害状況
2004(平成16)年10月23日 新潟県中越地震	17時56分頃、新潟県中越地方の深さ13kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、新潟県川口町で震度7、長岡市や小千谷市で震度6強を観測した。 停電により川口町で震度7を観測した情報はリアルタイムに伝わらなかった。 また、エコノミー症候群などによる、いわゆる関連死がクローズアップされた。 守口市では震度1を観測した。(M=6.8)
2007(平成19)年3月25日 能登半島地震	午前9時41分、能登半島沖の深さ約11kmを震源とするマグニチュード6.9の地震が発生し、石川県七尾市、輪島市で震度6強を観測した。 守口市では震度2を観測した。(M=6.8)
2007(平成19)年7月16日 新潟県中越沖地震	午前10時13分、新潟県上中越沖の深さ約17kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、新潟県長岡市、柏崎市刈羽村で震度6強を観測した。 東京電力柏崎刈羽原子力発電所が被災し、長期運転停止となった。守口市では震度2を観測した。(M=6.8)
2008(平成20)年6月14日 岩手・宮城内陸地震	午前8時43分、岩手県南部の深さ約8kmを震源とするマグニチュード7.2の地震が発生し、岩手県と宮城県で最大震度6強を観測した。 岩手県一関西観測点で3,866gal(上下動成分:重力加速度は980gal)など大きな加速度が観測され、大規模な地すべりや土石流による斜面災害が発生した。(M=7.2)
2011(平成23)年3月11日 東北地方太平洋沖地震	午後2時46分、三陸沖の深さ約24kmを震源とするマグニチュード9.0の日本観測史上最大の地震が発生し、宮城県で最大震度7、岩手県から千葉県の大範囲で震度6弱以上を観測した。また、大規模な津波が発生し、最大で海岸から6km内陸まで浸水、大船渡市では最大遡上高40.1mを記録し、甚大な被害をもたらした。守口市では震度3を観測した。(M=9.0)
2013(平成25)年4月13日 淡路島地震	午前5時33分、兵庫県淡路島付近を震源とするマグニチュード6.3の地震が発生し、淡路市で最大となる震度6弱を観測した。淡路市と洲本市で住家の一部損壊が2,000棟以上に上ったのをはじめ、液状化による施設被害、水道管破損による断水などの被害が発生した。守口市では震度3を観測した。(M=6.3)
年 月 日	災害状況

2018(平成30)年6月18日 大阪北部地震	午前7時58分、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、大阪市北部、高槻市、枚方市、茨木氏、箕面市で最大となる震度6弱を観測した。守口市では震度5弱を観測した。(M=6.1)
----------------------------	--

※平成30年以降は守口市で震度3以上を観測した場合に記載しています。

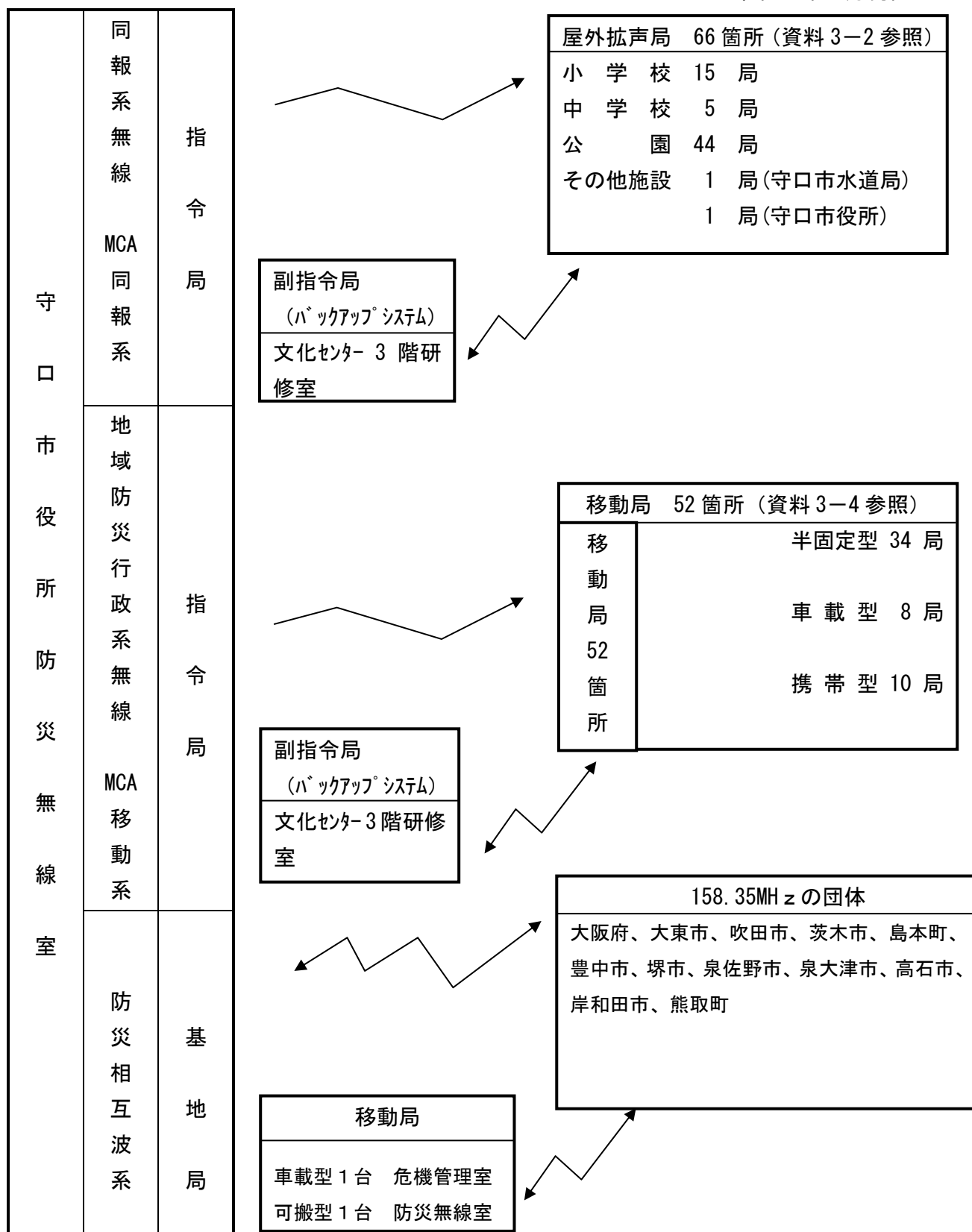
《平成7年(1995年)兵庫県南部地震による被災状況》

年 月 日	地震名	家屋の被害				人的被害		
		全壊	半壊	一部損壊		死者	重傷者	軽傷者
				棟数	世帯数			
平成7年1月17日	兵庫県南部地震	0	0	1,074	1,641	0	0	45

3 通信関係

《資料3-1》 守口市防災行政無線システム回線構成図

令和3年3月現在



《資料3-2》 同報系(MCA 固定局)指令局・屋外拡声局設置場所一覧表

令和5年10月現在

①同報系指令局

設置場所	所在地
守口市役所防災無線室 別館2F	京阪本通2-5-5

②同報系副指令局

設置場所	所在地
守口市文化センター 3F 研修室	河原町8-22

③同報系屋外拡声局

No.	設置場所	所在地
1	佐太小学校	佐太中町6-11-51
2	佐太中央公園	佐太中町6-44
3	庭窪中学校	佐太中町4-1-7
4	金田第二公園	金田町3-231
5	金田中央公園	金田町2-212
6	金田小学校	金田町3-11-11
7	佐太中町二丁目第二児童公園	佐太中町2-55-10
8	大日四丁目第二児童公園	大日町4-327-5
9	庭窪小学校	佐太中町1-6-10
10	大日公園	大日町2-65
11	金田公園	金田町1-247
12	佐太第一東公園	佐太東町1-95
13	梶小学校	梶町4-79-12
14	梶第一公園	梶町2-172
15	大日南公園	大日東町88
16	梶四丁目第一児童公園	梶町4-212
17	藤田小学校	藤田町1-58-18
18	大久保中央公園	大久保町4-207
19	よつば未来公園	大久保町5-6

No.	設 置 場 所	所 在 地
20	東町一丁目第一児童公園	東町 1-63
21	藤田東公園	藤田町 6-64
22	よつば小学校	大久保町 2-17-26
23	藤田南公園	藤田町 5-101
24	弥治右衛門碑前公園	藤田町 3-65
25	守口市水道局	八雲北町 3-37-31
26	八雲北第二公園	八雲北町 3-56-4
27	八雲小学校	八雲西町 4-31-31
28	八雲中学校	八雲西町 3-5-21
29	下島小学校	下島町 15-27
30	八雲東小学校	八雲東町 2-77-7
31	八雲東二丁目第一児童公園	八雲東町 2-139-1
32	八雲東一丁目児童公園	八雲東町 1-70-4
33	八雲中町一丁目第一児童公園	八雲中町 1-87
34	外島公園	外島町 2-29
35	守口小学校	八島町 13-40
36	第一中学校	竹町 12-29
37	神木町児童公園	神木町 16-7
38	松月公園	松月町 22
39	守口市役所	京阪本通 2-5-5
40	日吉公園	日吉町 2-15
41	さつき学園	春日町 13-20
42	土居公園	梅園町 10
43	平代うさぎ公園	平代町 2-1
44	滝井りす公園	滝井元町 1-36
45	西橋波さつき公園	橋波西之町 3-17-2
46	大宮中央公園	大宮通 1-16-1
47	旧橋波小学校	大宮通 1-14-9
48	旧第四中学校	大宮通 3-9-39
49	東光一丁目第一児童公園	東光町 1-29-12
50	東光一丁目第二児童公園	東光町 1-12-13

No.	設 置 場 所	所 在 地
51	さくら小学校	東光町 2-1-4
52	大枝公園	松下町 3
53	旧寺方小学校	寺方元町 1-1-1
54	高瀬公園	高瀬町 3-17
55	西郷四丁目児童公園	西郷通 4-18-5
56	寺方南小学校	寺方元町 4-1-40
57	南寺方西公園	南寺方中通 1-21-4
58	旧南小学校	南寺方南通 3-2-8
59	東郷北公園	東郷通 1-24
60	菊水公園	菊水通 4-42
61	寺方本通 4 丁目第 2 児童公園	寺方本通 4-10-2
62	南寺方東公園	南寺方東通 5-1
63	南寺方公園	南寺方東通 2-28
64	世木公園	南寺方東通 4-136
65	新橋寺町児童公園	新橋寺町 30
66	緑町児童公園	緑町 13-2



守口市 屋外拡声子局設置場所一覧

番号		番号	
1	佐太小学校	35	守口小学校
2	佐太中央公園	36	第一中学校
3	庭窪中学校	37	神木町児童公園
4	金田第二公園	38	松月公園
5	金田中央公園	39	守口市役所
6	金田小学校	40	日吉公園
7	佐太中町二丁目第二児童公園	41	さつき学園
8	大日四丁目第二児童公園	42	土居公園
9	庭窪小学校	43	守口市文化センター
10	大日公園	44	平代うさぎ公園
11	金田公園	45	滝井りす公園
12	佐太第一東公園	46	西橋波さつき公園
13	梶小学校	47	大宮中央公園
14	梶第一公園	48	さくら小学校
15	大日南公園	49	第四中学校
16	梶四丁目第一児童公園	50	東光一丁目第一児童公園
17	藤田小学校	51	東光一丁目第二児童公園
18	大久保中央公園	52	三郷小学校
19	大久保南公園	53	大枝公園
20	東町一丁目第一児童公園	54	寺方小学校
21	藤田東公園	55	高瀬公園
22	よつば小学校	56	西郷四丁目児童公園
23	藤田南公園	57	第二中学校
24	弥治右衛門碑前公園	58	南寺方西公園
25	守口市水道局	59	南小学校
26	八雲北第二公園	60	東郷北公園
27	八雲小学校	61	菊水公園
28	八雲中学校	62	寺方本通公園
29	下島小学校	63	南寺方東公園
30	八雲東小学校	64	南寺方公園
31	八雲東二丁目第一児童公園	65	世木公園
32	八雲東一丁目児童公園	66	新橋寺町児童公園
33	八雲中町一丁目第一児童公園	67	緑町児童公園
34	外島公園		

※守口市役所は指令局とし、
守口市文化センターは補助局とする。

《資料3-3》 移動系防災行政無線系移動局一覧表

令和5年10月現在

①移動系指令局

設置場所	所在地
守口市役所防災無線室 別館2F	京阪本通 2-5-5

②移動系副指令局

設置場所	所在地
守口市文化センター 3F 準備室	河原町 8-22

③可搬（半固定）型

No.	設置施設名	所在地	呼出番号	グループ	設置場所	備考
1	危機管理室	京阪本通 2-5-5	101	1, 2, 3, 4	無線室	
2	危機管理室	京阪本通 2-5-5	102	1, 2, 3, 4	無線室	
3	クリーンセンター	寺方錦通 4-9-12	106	1	業務課	
4	市民保健センター	大宮通 1-13-7	108	1	健康推進課	
5	錦中学校	南寺方東通 4-1-31	110	1	職員室	
6	守口市水道局	八雲北町 3-37-31	114	1	配水課	
7	守口市門真市消防組合消防本部	門真市殿島町 7-1	301	3	司令課	
8	守口警察署	京阪本通 2-2-10	302	3	警備課	
9	梶中学校	梶町 4-28-5	401	4	職員室	指定避難所
10	金田小学校	金田町 3-11-11	402	4	職員室	指定避難所

No.	設置施設名	所在地	呼出番号	グループ	設置場所	備考
11	下島小学校	下島町 15-27	403	4	職員室	指定避難所
12	佐太小学校	佐太中町 6-11-51	404	4	職員室	指定避難所
13	庭窪小学校	佐太中町 1-6-10	405	4	職員室	指定避難所
14	さくら小学校	東光町 2-1-4	406	4	職員室	指定避難所
15	大枝公園	松下町 3	407	4	事務所	広域避難場所
16	東部エリアコミュニティセンター	大久保町 1丁目南 27-39	408	4	事務所	指定避難所
17	八雲小学校	八雲西町 4-31-31	409	4	職員室	指定避難所
18	藤田小学校	藤田町 1-58-18	410	4	職員室	指定避難所
19	八雲東小学校	八雲東町 2-77-7	411	4	職員室	指定避難所
20	八雲中学校	八雲西町 3-5-21	412	4	職員室	指定避難所
21	梶小学校	梶町 4-79-12	413	4	職員室	指定避難所
22	守口小学校	八島町 13-40	414	4	職員室	指定避難所
23	さつき学園	春日町 13-26	415	4	職員室	指定避難所
24	錦小学校	寺方錦通 2-8-45	416	4	職員室	指定避難所
25	よつば小学校	大久保町 5-3-48	417	4	職員室	指定避難所
26	南部エリアコミュニティセンター備蓄倉庫	大宮通 3-9-39	418	4	備蓄倉庫内	指定避難所

No.	設置施設名	所在地	呼出番号	グループ	設置場所	備考
27	第一中学校	竹町 12-29	41 9	4	職員室	指定避難所
28	西部コミュニティセンター	文園町 8-8	42 0	4	事務所	指定避難所
29	大久保中学校	大久保町 4-23-46	42 1	4	職員室	指定避難所
30	庭窪中学校	佐太中町 4-1-7	42 2	4	職員室	指定避難所
31	錦コミュニティセンター	菊水通 4-21-18	42 3	4	事務所	指定避難所
32	樟風中学校	西郷通 3-14-60	42 4	4	職員室	指定避難所
33	寺方南小学校	寺方元町 4-1-45	42 5	4	職員室	指定避難所
34	予備	-	30 3	3	-	エフエムもりぐち閉局に伴いリザーブで保持

④車載型

No	保管場所	所在地	呼出番号	グループ	積載車両登録番号	用途
1	危機管理室	京阪本通 2-5-5	103	1	大阪 800 す 6179	緊急車両
2	総務部総務課	〃	104	1	大阪 400 つ 1907	普通貨物
3	〃	〃	105	1	大阪 400 つ 2827	小型貨物
4	〃	〃	107	1	大阪 483 か 2328	軽貨物
5	〃	〃	109	1	大阪 400 と 5598	小型貨物
6	〃	〃	111	1	大阪 503 む 3938	小型乗用
7	〃	〃	112	1	大阪 480 め 7481	軽貨物
8	都市整備部 道路公園課	〃	113	1	大阪 800 そ 900	特種

⑤携帯型

No	保管場所	所在地	呼出番号	グループ
1	危機管理室	京阪本通 2-5-5	201	2
2	〃	〃	202	2
3	〃	〃	203	2
4	〃	〃	204	2
5	〃	〃	205	2
6	〃	〃	206	2
7	〃	〃	207	2
8	〃	〃	208	2
9	〃	〃	209	2
10	〃	〃	210	2

《資料3-4》 防災相互波系無線基地局・移動局一覽表

令和5年10月現在

①防災相互波系基地局

設置場所	所在地
守口市役所防災無線室 別館 2F	京阪本通 2-5-5

②防災相互波系移動局

No	保管場所	種別
1	危機管理室	車載型
2	守口市役所防災無線室 別館 2F	可搬型

《資料3-5》 防災関係機関等連絡先一覧表

令和5年10月現在

	関係機関名	所在地	連絡先 (TEL)	無線等
国関係	近畿農政局 大阪地域センター	大阪府中央区大手前 1-5-44	06-6943-9691	
	北大阪労働基準監督署	枚方市東田宮 1-6-8	072-845-1141	
	近畿地方整備局 淀川河川事務所	枚方市新町 2-2-10	072-843-2861	
	近畿地方整備局 大阪国道事務所	大阪府城東区今福西 2-12-35	06-6932-1421	
	陸上自衛隊 第36普通科連隊	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	072-782-0001	
大阪府	大阪府政策企画部 危機管理室災害対策課	大阪府中央区大手前 3-1-43	06-6944-6478	
	大阪府枚方土木事務所	枚方市大垣内町 2-15-1	072-844-1331	
	大阪府守口保健所	守口市京阪本通 2-5-5	06-6993-3131	
	大阪府守口警察署	守口市京阪本通 2-6-10	06-6994-1234	
消防	守口市門真市消防組合 消防本部	門真市殿島町 7-1	06-6906-1122	
	守口市門真市消防組合 守口消防署	守口市京阪本通 2-13-9	06-6993-0119	
	守口市門真市消防組合 守口消防署三郷出張所	守口市松下町 1-21	06-6992-0119	
	守口市門真市消防組合 守口消防署東部出張所	守口市金田町 1-38-19	06-6903-0119	
公共機関等	守口郵便局	守口市日吉町 2-5-2	06-6993-1152	
	西日本電信電話株式会社 関西支店	大阪府都島区東野田町 4-15-82 NTTWEST i-CAMPUS B棟	06-6490-1324	

	関係機関名	所在地	連絡先 (TEL)	無線等
公共機関等	日本通運株式会社 大阪支店	守口市八雲中町 2-10-3	06-6906-8428	
	関西電力送配電株式会社 守口配電営業所	守口市八雲東町 1-9-15	080-6222-1481	
	淀川左岸水防事務組合	枚方市三矢町 6-11	072-841-2310	
	京阪電気鉄道株式会社 守口市駅長室	守口市河原町 1-1	06-6991-0009	
	大阪モノレール株式会社	吹田市千里万博公園 1-8 (大阪モノレール車両基地内)	06-6319-9961	
	大阪市高速電気軌道株式会社 (OsakaMetro)	大阪市西区九条南 1-12-62	06-6585-6106	
	京阪バス株式会社 寝屋川支所	寝屋川市高柳栄町 9-5	072-830-2221	
	大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部	東大阪市稲葉 2-3-17	072-671-4284	
医療関係	日本赤十字社 大阪府支部	大阪府中央区大手前 2-1-7	06-6943-0705	
	(社) 守口市医師会	守口市大宮通 1-13-7	06-6992-6786	
	(社) 守口市歯科医師会	守口市大宮通 1-13-7	06-6995-2888	
	(社) 守口市薬剤師会	守口市大宮通 1-13-7	06-6991-7377	
	守口市市民保健センター	守口市大宮通 1-13-7	06-6992-2217	
その他	守口市市民体育館	守口市河原町 9-2	06-6992-8201	
	中部エリアコミュニティセンター体育館	守口市竹町 10-1	06-6991-0318	
	守口文化センター	守口市河原町 8-22	06-6992-1276	

	関係機関名	所在地	連絡先 (TEL)	無線等
その他の	株式会社ジェイコムウエスト 北河内局	門真市末広町 32-27	06-7167-2500	

4 消防・水防関係

《資料4-1》 常備消防力の状況

① 消防組合の人員一覧表

令和5年4月1日現在

区分	合計	消 防 吏 員								その他 の職員		
		消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士			
条例定数	385	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
実 数	330	1	5	14	22	85	116	18	69	-		
消 防 本 部	小 計	125	1	3	4	10	35	46	5	21	-	
	消 防 長	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	次 長	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	
	総 務 課	18	-	-	1	2	7	7	-	1	-	
	総務課付	16	-	-	-	-	2	-	-	14	-	
	予 防 課	8	-	1	-	1	2	4	-	-	-	
	警 備 課	日 勤	9	-	-	1	2	2	3	1	-	-
		交替勤1	12	4	-	-	-	1	2	-	1	-
		交替勤2		4	-	-	-	2	2	-	-	-
		交替勤3		4	-	-	-	2	1	1	-	-
	司 令 課	日 勤	3	-	-	1	-	2	-	-	-	-
		交替勤1	24	8	-	-	-	1	3	4	-	-
		交替勤2		8	-	-	-	1	4	3	-	-
		交替勤3		8	-	-	-	1	3	4	-	-
	救 助 課	日 勤	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-
		交替勤1	30	10	-	-	1	-	1	5	1	2
		交替勤2		10	-	-	-	1	2	4	1	2
交替勤3		10		-	-	-	1	1	6	1	1	
守 口 消 防 署	小 計	104	-	1	5	6	24	37	5	26	-	
	本 署	日 勤	8	-	1	2	-	3	2	-	-	-
		交替勤1	52	17	-	-	1	1	3	7	1	4
		交替勤2		18	-	-	1	1	4	6	2	4
		交替勤3		17	-	-	1	1	3	6	-	6
	三 郷	交替勤1	12	4	-	-	-	-	1	2	-	1
		交替勤2		4	-	-	-	-	1	1	-	2
交替勤3		4		-	-	-	-	1	2	-	1	

区 分			合計		消 防 吏 員								その他 の職員
					消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	
東 部	交替勤 1	32	10	-	-	-	1	3	3	-	3	-	
	交替勤 2		11	-	-	-	1	2	4	2	2	-	
	交替勤 3		11	-	-	-	1	3	4	-	3	-	
小 計			101	-	1	5	6	26	33	8	22	-	
門 真 消 防 署	日 勤	9		-	-	2	-	3	3	-	-	-	
	交替勤 1	44	15	-	-	1	1	3	4	2	4	-	
	交替勤 2		14	-	-	1	1	4	4	-	4	-	
	交替勤 3		15	-	-	1	1	4	4	1	4	-	
	上 野 口	交替勤 1	12	4	-	-	-	-	1	2	-	1	-
		交替勤 2		4	-	-	-	-	2	-	1	1	-
		交替勤 3		4	-	-	-	-	1	1	-	2	-
	南 部	交替勤 1	36	12	-	-	-	1	3	5	-	3	-
		交替勤 2		12	-	-	-	1	3	5	1	2	-
		交替勤 3		12	-	-	-	1	3	5	2	1	-

②消防車両等の配置状況

令和5年4月1日現在

区分	名称	無線番号	登録番号	購入年月	
消防本部	指令車	もりかどしょう	1 大阪 342 た 119	H26年 12月	
	査察広報車	もりかどしょう	2 大阪 800 せ 3629	H21年 09月	
	多目的搬送車	もりかどしょう	3 大阪 800 さ 8968	H13年 09月	
	指揮広報車	もりかどしょう	5 大阪 800 す 9363	H18年 09月	
	人員搬送車	もりかどしょう	6 大阪 800 せ 9061	H26年 11月	
	指揮調査車	もりかどしょう	8 大阪 800 せ 9089	H26年 11月	
	水難救助兼後方支援車	もりかどしょう	93 大阪 800 さ 9172	H13年 10月	
	救助工作車	もりかどしょう	97 大阪 833 て 119	H29年 12月	
	救助工作車	もりかどしょう	98 大阪 830 ぬ 911	H31年 03月	
	救急車	もりかどきゅうき ゆう	6 大阪 830 す 2905	H30年 01月	
	救急車	もりかどきゅうき ゆう	9 大阪 800 さ 409	R05年 1月	
	救急車	もりかどきゅうき ゆう	10 大阪 800 せ 9943	H27年 09月	
	事務連絡車			大阪 480 な 9900	H27年 02月
ミニ消防車			大阪 80 あ 464	S62年 12月	
守口消防署	本署	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	32 大阪 800 せ 8321	H26年 03月
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	12 大阪 800 そ 6125	R03年 03月
		梯子車	もりかどしょう	14 大阪 830 つ 14	H23年 12月
		指揮車	もりかどしょう	15 大阪 800 せ 4757	H22年 09月
		指揮広報車	もりかどしょう	16 大阪 800 せ 7368	H25年 03月
		救急車	もりかどきゅうき ゆう	1 大阪 830 そ 3001	H30年 11月
		査察広報車			大阪 880 あ 1529

守口消防署	三郷出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	21	大阪 800 せ 7105	H24年 12月	
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	22	大阪 800 せ 3925	H21年 12月	
		起震車			大阪 800 す 7450	H17年 10月	
	東部出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	31	大阪 800 そ 7554	R04年 06月	
		化学車	もりかどしょう	11	大阪 831 ち 11	H24年 01月	
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	33	大阪 800 せ 1632	H20年 02月	
		救急車	もりかどきゆうき ゆう	2	大阪 800 そ 1131	H28年 10月	
		救急車	もりかどきゆうき ゆう	3	大阪 830 つ 203	R03年 01月	
	門真消防署	本署	小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	52	大阪 800 そ 6145	R03年 03月
			小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	72	大阪 800 せ 5161	H23年 02月
指揮車			もりかどしょう	55	大阪 800 せ 4758	H22年 09月	
指揮広報車			もりかどしょう	56	大阪 800 せ 4951	H22年 11月	
救急車			もりかどきゆうき ゆう	5	大阪 800 さ 309	R03年 11月	
査察広報車					大阪 880 あ 1530	H22年 08月	
上野口出張所		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	61	大阪 800 せ 8322	H26年 03月	
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	62	大阪 800 せ 2943	H21年 02月	
南部出張所		化学車	もりかどしょう	51	大阪 830 に 51	H24年 12月	
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	71	大阪 800 せ 7106	H24年 12月	
		小型水槽付ポンプ車	もりかどしょう	73	大阪 800 せ 3926	H21年 12月	
		梯子車	もりかどしょう	74	大阪 830 せ 74	H30年 10月	
		救急車	もりかどきゆうき ゆう	7	大阪 800 せ 9052	H26年 11月	
		救急車	もりかどきゆうき ゆう	8	大阪 830 ね 108	R01年 09月	

《資料4-2》 消防水利の状況

令和5年4月1日現在

区 分			守 口 市	備 考	
公設 消火栓	合 計		2,243		
	配管口径	150 mm 未満	水利基準適合	701	
			水利基準不適合	42	
		150 mm		839	
		200 mm		416	
		250 mm		88	
		300 mm		99	
		350 mm		18	
		400 mm		23	
		450 mm		1	
		500 mm		13	
		600 mm		3	
		公設 防火水槽	合 計		31
貯水量	40 m ³ 以上 60 m ³ 未満		22		
	60 m ³ 以上 100 m ³ 未満		2		
	100 m ³ 以上		7		
指定 消防水利	合 計		46		
	防火水槽	貯水量	40 m ³ 以上 60 m ³ 未満	2	
			60 m ³ 以上 100 m ³ 未満	-	
			100 m ³ 以上	-	
	プール		24		
	私設消火栓		20		
その他の 水利等	合 計		250		
	防火水槽	貯水量	40 m ³ 未満	11	
			40 m ³ 以上 60 m ³ 未満	63	
			60 m ³ 以上 100 m ³ 未満	17	
			100 m ³ 以上	17	
	プール		4		
	私設消火栓		108		
	河川（取水箇所）		-		

区 分		守 口 市	備 考
そ の 他	池	-	
	あんしん給水栓	12	
	拠点給水設備	2	
	大阪市消火栓	16	

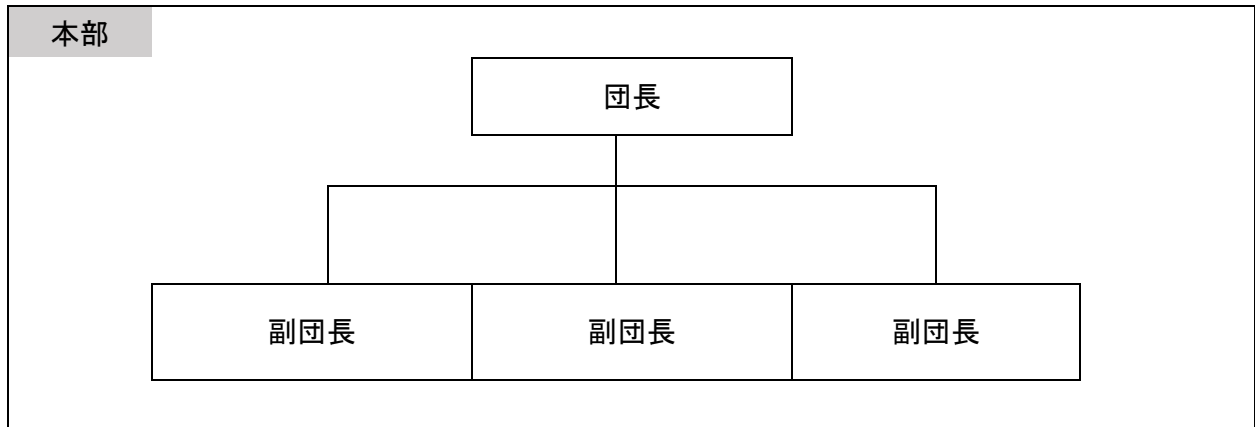
《資料4-3》 公設防火水槽・耐震性貯水槽設置場所一覧表

令和5年4月1日現在

番号	設置場所名称	所在地	容量	完成年月日	備考
1	平代うさぎ公園	平代町 11-12	耐 100m ³	H 8・12・20	
2	松月公園	松月町 4-13	耐 40m ³	S57・ 2・27	
3	八雲公園	八雲西町 4-16-10	耐 40m ³	S58・12・ 1	
4	八雲中町 1 丁目第一児童遊園	八雲中町 1-18-10	耐 40m ³	S53・ 3・28	
5	八雲東町 1 丁目児童遊園	八雲東町 1-4-11	耐 40m ³	S63・12・19	
6	八雲北町 2 丁目児童遊園	八雲北町 2-26-13	耐 40m ³	S48・12・22	
7	八雲北公園	八雲北町 3-13-2	耐 40m ³	S63・ 3・30	
8	市立八雲東小学校	八雲東町 2-77-7	40m ³	S47・ 3・31	
9	八雲東町 2 丁目児童遊園	八雲東町 2-58-1	耐 40m ³	S51・ 3・17	
10	高瀬公園	高瀬町 3-7-19	耐 100m ³	H 9・11・28	
11	滝井りす公園	滝井元町 1-1-36	耐 60m ³	H11・ 2・25	
12	土居公園	梅園町 4-10	耐 40m ³	S55・ 3・14	
13	橋波公園	西郷通 1-13-1	40m ³	S50・ 2・25	
14	大宮公園	大宮通 1-13-34	40m ³	S63・ 4・1	51 設置 63 寄贈
15	大枝公園	東光町 3-1	耐 40m ³	H31・ 3・31	
16	大枝公園	東光町 3-1	40m ³	S59・ 7・28	
17	大枝公園	松下町 1	耐 40m ³	H30・ 3・31	
18	市立大枝ポンプ場	松下町 1-97	60m ³	-	
19	西郷通 4 丁目児童遊園	西郷通 4-18-5	耐 40m ³	S49・ 3・ 8	
20	南寺方西公園	南寺方中通 1-8	40m ³	S47・ 3・31	
21	東郷公園	東郷通 2-8-3	耐 100m ³	H11・12・28	
22	南寺方公園	南寺方東通 2-28	耐 40m ³	S61・11・26	
23	大日町 4 丁目第一児童遊園	大日町 4-144-3	耐 100m ³	H11・12・28	
24	大日東公園	大日町 3-167	耐 100m ³	H 8・12・20	
25	大日南公園	大日東町 88	40m ³	S56・ 2・24	
26	金田町 2 丁目児童遊園	金田町 2-45-22	耐 40m ³	S48・ 1・22	
27	金田北公園	金田町 6-19-17	耐 100m ³	H10・11・17	
28	梶町 4 丁目第一児童遊園	梶町 4-56-10	耐 40m ³	S51・ 3・17	
29	藤田町 1 丁目第一児童遊園	藤田町 3-5-25	耐 100m ³	H 9・ 6・30	
30	大久保南公園	大久保町 5-38-15	耐 40m ³	S53・11・28	
31	大久保中央公園	大久保町 4-26-1	耐 40m ³	H17・ 3・30	
32	弥治右衛門碑前公園	藤田町 3-5-25	耐 40m ³	S58・ 3・10	
33	よつば未来公園	大久保町 5-6	耐 40m ³	R5・ 4・ 1	

《資料4-4》 守口市消防団の組織

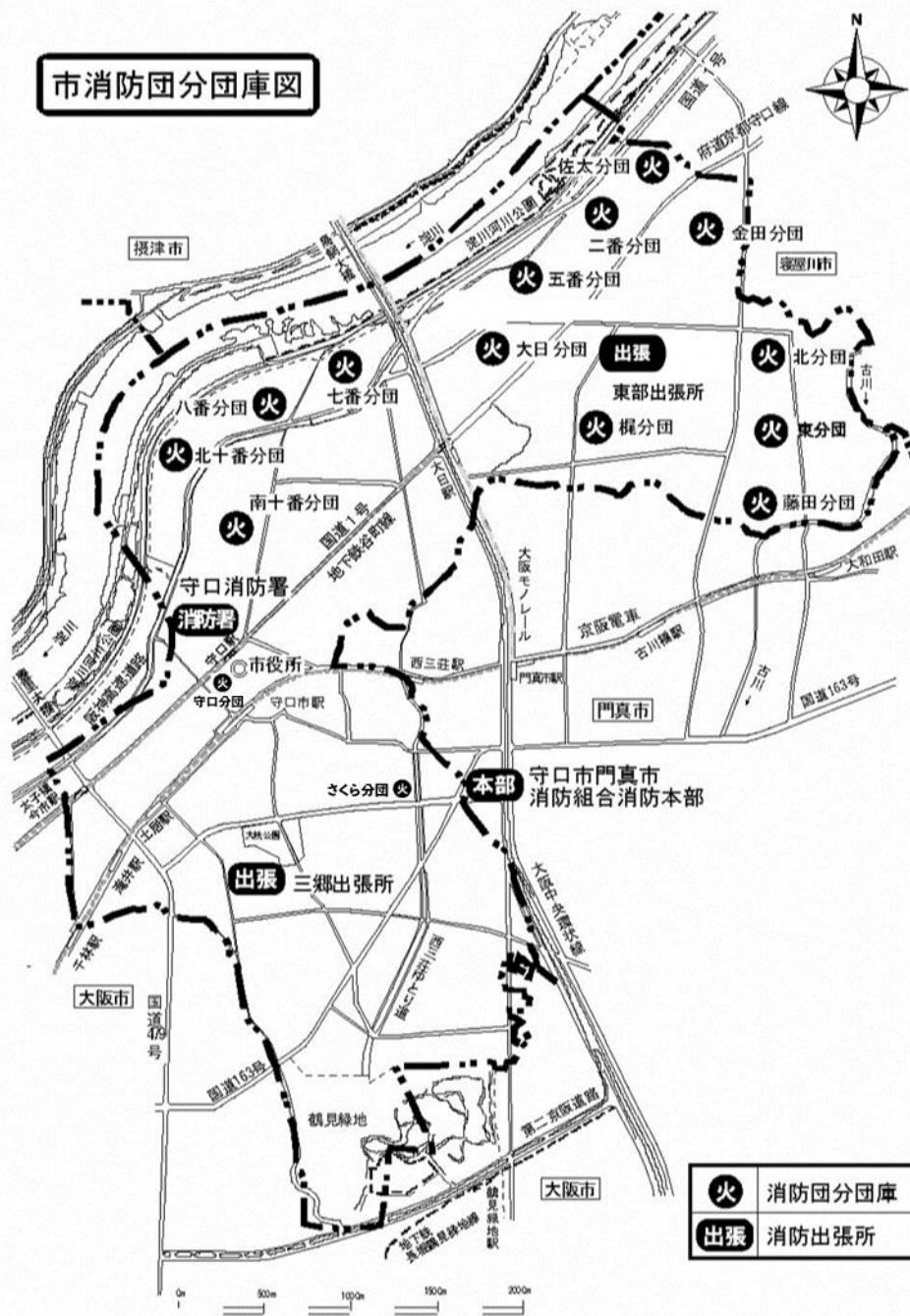
令和5年12月1日現在



分団

第1小隊	第2小隊	第3小隊	第4小隊
南十番分団	大日分団	金田分団	南寺方分団
北十番分団	五番分団	北分団	北寺方分団
八番分団	二番分団	東分団	さくら分団
七番分団	佐太分団	梶分団	
守口分団		藤田分団	

《資料4-5》 市消防団分団庫図



《資料4-6》 守口市門真市消防組合資機材一覧表

① 警防資器材保有状況

令和5年4月1日現在

種別	品名	数量	種別	品名	数量	
放水器具	ホース	780	測定用器具	化学剤検知器	2	
	ツイスターノズル	33	呼吸保護用具	空気呼吸器	79	
	クアドラフォグノズル	6		同ポンベ	245	
	発泡器具	16		防塵マスク	防塵マスク	353
	ターレット(放水砲含む)	6			送排風機	2
三連梯子	16	陽圧式化学防護服			9	
一般救助器具	空気式救助マット	1	隊員保護用器具	化学防護服(陽圧式除く)	15	
	救命検索発射銃	2		放射線粉塵用マスク	6	
	サバイバースリング	2		放射線防護服(個人用線量計)	4(5)	
	平担架・バスケット型担架	4		耐熱服	6	
	油圧ジャッキ	2		水難救助用器具	潜水器具一式	6
油圧プレッター(大型含む)	4	救命胴衣	78			
可搬式ウインチ	4	救命ボート	4			
マンホール救助器具	2	船外機	1			
マット型空気ジャッキ	2	潜水用空気ポンベ	11			
チェーンブロック	2	高度救助用器具	熱画像直視装置		2	
油圧切断機(大型含む)	2		画像探索機	3		
エンジンカッター	16		地中音響探知機	1		
ガス溶断器	2		夜間用暗視装置	1		
チェーンソー	2		地震警報器	1		
鉄線カッター	2		他の救助用器具	緩降機	2	
空気鋸(エアソー)	4			ロープ登降機	12	
空気切断機(エアカッター)	2			救助用降下機	15	
鉄筋切断用チェーンソー	1	発電機		21		
破壊用器具	万能斧	45		投光器	22	
	ハンマー	3		携帯投光器(強カライト等)	74	
	携帯用コンクリート破壊器具	5		携帯無線機(署活動用無線機)	22(100)	
	削岩機	3	測定用器具	除染シャワー	2	
可燃性ガス測定器	9	その他		消火薬剤 泡(ℓ)	2,380	
有毒ガス測定器	2					
	放射線測定器	7				

② 救急資器材保有状況

令和5年4月1日現在

種別	品名	数量
観察用資器材	血圧計	16
	血中酸素飽和度測定器	8
	検眼ライト	8
	心電計	8
	体温計	24
	聴診器	24
	血糖値測定器	8
呼吸・循環 管理用資器材	気道確保用資器材	176
	吸引器一式	16
	喉頭鏡	8
	酸素吸入器一式	16
	自動式人工呼吸器一式	8
	自動体外式除細動器	8
	手動式人工呼吸器一式	8
	マギール鉗子	24
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡	8
創傷等保護用 資器材	固定用資器材	80
	創傷保護用資器材	200
保温・搬送用 資器材	雨おおい	16
	スクープストレッチャー	8
	担架	24
	バックボード	8
	保温毛布	8
感染防止・ 消毒用資器材	感染防止用資器材	72
	消毒用資器材	24
通信用資器材	無線装置	8
	情報通信端末	8
	携帯電話	8
その他の 資器材	懐中電灯	24
	救急バック	8
	トリアージタグ	800
	膿盆	16
	はさみ	24
	ピンセット	8
	分娩用資器材	8
	冷却用資器材	16

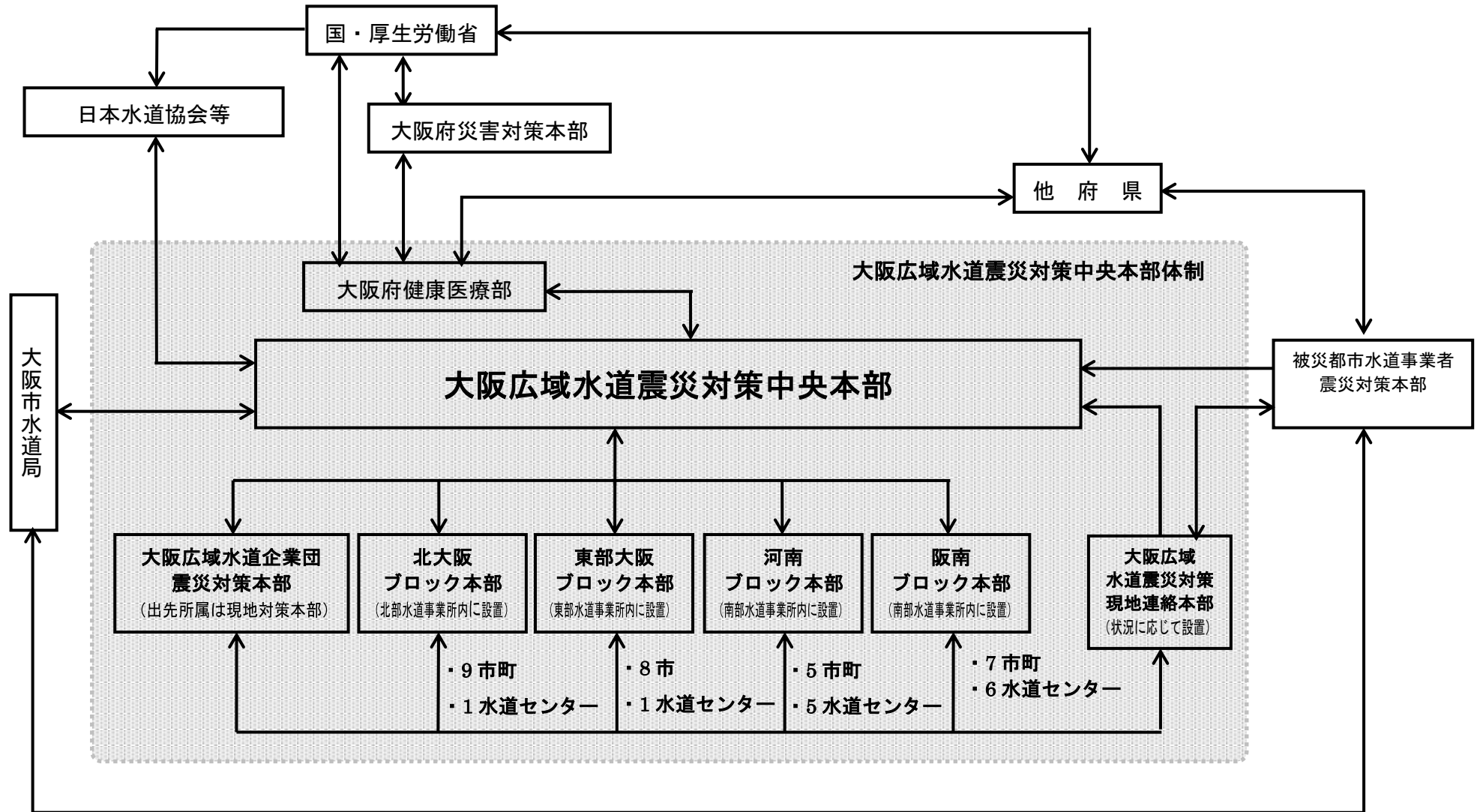
《資料4-7》 危険物施設等一覧表

令和5年4月1日現在

施設名		箇所数	内容
製造所		0	最終製品が危険物となるものを製造する施設
貯蔵所	屋内貯蔵所	32	容器入りの危険物を建築物内で貯蔵する(危険物倉庫)
	屋内タンク貯蔵所	5	屋内にあるタンクで危険物を貯蔵する(ボイラーや自家発電用)
	地下タンク貯蔵所	24	地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵する(ボイラーや自家発電用)
	移動タンク貯蔵所	9	車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵する(タンクローリー)
	屋外貯蔵所	0	屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵する(2類・4類の一部、ガソリンは除く)
小計		70	
取扱所	給油取扱所	22	ガソリンスタンド
	第一種販売取扱所	3	容器に入ったまま危険物を売る塗料販売店、エンジンオイル販売店
	一般取扱所	18	上記以外の取扱所で危険物の消費、詰め替え等を目的とした施設
小計		43	
合計		113	

5 ライフライン関係

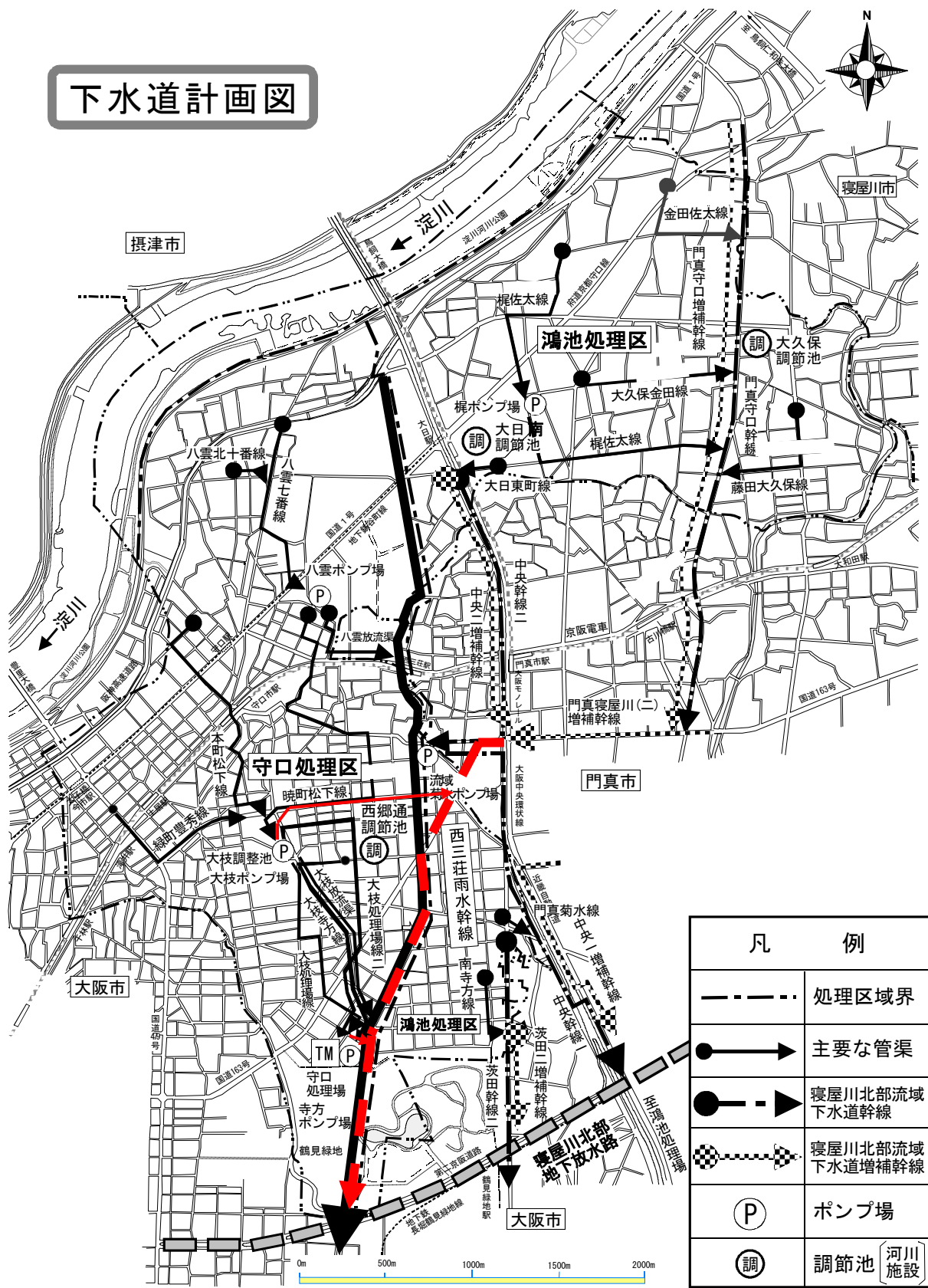
≪資料5-1≫ 大阪広域水道震災対策中央本部組織図



《資料5-2》 下水道計画図

(令和5年4月1日現在)

下水道計画図



凡 例	
--- --	処理区域界
● →	主要な管渠
● - - >	寝屋川北部流域 下水道幹線
◻ - - >	寝屋川北部流域 下水道増補幹線
(P)	ポンプ場
(調)	調節池 <small>河川施設</small>

《資料5-3》 下水道普及状況一覧表

令和5年10月1日現在

区 分	面 積			人 口			
	計 画 (ha)	整備済 (ha)	普及率 (%)	計 画 人 口 (人)	R3.3 末 行政人口 a(人)	現在利用 人 口 b(人)	普 及 率 b / a (%)
(守口処理区)							
守口排水区	286.1	286.1	100.0	42,300	43,578	43,578	100.0
寺方排水区	135.5	135.5	100.0	12,300	12,732	12,732	100.0
八雲排水区	183.3	183.3	100.0	13,300	13,713	13,713	100.0
小 計	604.9	604.9	100.0	67,900	70,023	70,023	100.0
(鴻池処理区)							
庭窪排水区	389.3	373.1	95.8	51,250	52,794	52,785	99.9
菊水排水区	42.1	42.1	100.0	4,870	5,016	5,016	100.0
大日排水区	50.9	47.0	92.3	9,470	9,752	9,751	99.9
東寺方排水区	78.0	78.0	100.0	4,560	4,694	4,694	100.0
小 計	560.3	540.2	96.4	70,150	72,256	72,246	99.9
合 計	1,165.2	1,145.1	98.3	138,050	142,279	142,269	99.9

(注) この表の数値は、令和5年10月1日現在のもので、整備済面積は排水区域面積を示し、現在利用人口は排水区域内人口を示す。

《資料5-4》 下水道ポンプ施設一覧表

令和5年10月1日現在

名称	所在地	施設概要
大枝 ポンプ場	守口市松下町 1-97	雨水用 ϕ 500 mmポンプ $Q=30.5 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台 ϕ 700 mmポンプ $Q=55.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 ϕ 800 mmポンプ $Q=77.5 \text{ m}^3/\text{min}$ 3台 汚水用 ϕ 500 mmポンプ $Q=30.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 ϕ 600 mmポンプ $Q=45.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 3台
八雲 ポンプ場	守口市八雲東町 1-4-8	雨水用 ϕ 800 mmポンプ $Q=78.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台 ϕ 1,000 mmポンプ $Q=129.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 ϕ 1,500 mmポンプ $Q=300.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台 汚水用 ϕ 300 mmポンプ $Q=12.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 ϕ 600 mmポンプ $Q=38.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台
梶 ポンプ場	守口市梶町 1-47-3	雨水用 ϕ 800 mmポンプ $Q=82.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台 ϕ 1,100 mmポンプ $Q=185.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 3台 汚水用 ϕ 200 mmポンプ $Q=5.7 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 ϕ 300 mmポンプ $Q=17.1 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台
寺方 ポンプ場	守口市南寺方東通 1-7-7	雨水用 ϕ 700 mmポンプ $Q=65.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台 ϕ 600 mmポンプ $Q=44.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 3台 汚水用 ϕ 200 mmポンプ $Q=7.0 \text{ m}^3/\text{min}$ 2台 ϕ 400 mmポンプ $Q=21.1 \text{ m}^3/\text{min}$ 1台

《資料5-5》 貯留施設

令和5年10月1日現在

雨水調整池（守口市 下水道施設）

名 称	所 在 地	施 設 概 要
大 枝 調整池	守口市松下町 1-97	貯留容量 30,000 m ³ 排水ポンプ φ700 mmポンプ Q=55.0 m ³ /min 2台
貯留管	守口市西郷通3～ 同南寺方東通1 及び 守口市南寺方南通2 ～同南寺方東通1	貯留容量 8,200 m ³ 排水ポンプ φ250 mmポンプ Q=5.7 m ³ /min 2台

流域調節池（大阪府 河川施設）

名 称	場 所	現 況
大久保調節池	守口市大久保町 4-26	貯留容量 16,000 m ³ 排水ポンプ φ350 mm Q=14.5 m ³ /min 2台
大日南調節池	守口市大日東町 4	貯留容量 20,000 m ³ (うち導水渠 2,000 m ³) 排水ポンプ φ250 mm Q=7.0 m ³ /min 2台
西郷通調節池	守口市西郷通3丁目 14	貯留容量 40,000 m ³ 排水ポンプ φ350 mm Q=13.5 m ³ /min 2台
守口調節池 (暫定)	鶴見緑地公園内から 門真市松生町まで	貯留容量 約 60,000 m ³ 延長 3.1km

《資料5-6》 浸水対策ポンプ場一覧表

令和5年10月1日現在

名 称	場 所	現 況
佐太第5ポンプ場	佐太中町5-17-13	φ 100 mmポンプ Q=1.3 m ³ /min 1台
大日第2ポンプ場	大日町4-38-3	φ 150 mmポンプ Q= 2.5 m ³ /min 1台
大日第3ポンプ場	大日町4-58-5	φ 150 mmポンプ Q= 3.0 m ³ /min 2台
大久保ポンプ場	大久保町5-25-4	φ 150 mmポンプ Q= 5.0 m ³ /min 1台 φ 300 mmポンプ Q=13.0 m ³ /min 1台
大宮ポンプ場	大宮通1-14-20	φ 300 mmポンプ Q=11.3 m ³ /min 2台
古川第3ポンプ場	藤田町6-17-6	φ 100 mmポンプ Q= 1.4 m ³ /min 1台
古川第6ポンプ場	藤田町6-2-3	φ 80 mmポンプ Q= 1.4 m ³ /min 1台
古川第7ポンプ場	藤田町5-3-12	φ 80 mmポンプ Q= 1.4 m ³ /min 1台
古川第8ポンプ場	藤田町5-2-12	φ 100 mmポンプ Q= 1.4 m ³ /min 1台
古川第9ポンプ場	藤田町3-6-6	φ 100 mmポンプ Q= 1.4 m ³ /min 1台
古川第14ポンプ場	大久保町5-57-1	φ 100 mmポンプ Q= 1.2 m ³ /min 1台
南寺方南通ポンプ場	南寺方南通3-15-12	φ 150 mmポンプ Q= 2.5 m ³ /min 1台
寺方元町ポンプ場	寺方元町1-1-1	φ 250 mmポンプ Q= 7.0 m ³ /min 1台 φ 150 mmポンプ Q= 3.0 m ³ /min 1台
寺方錦通ポンプ場	南寺方東通3-8-3	φ 300 mmポンプ Q= 7.0 m ³ /min 1台
菊水通ポンプ場	菊水通3-7-12	φ 50 mmポンプ Q= 0.35 m ³ /min 1台 φ 200 mmポンプ Q= 4.5 m ³ /min 1台
寺方本通ポンプ場	寺方錦通1-10-8	φ 400 mmポンプ Q=22.0 m ³ /min 1台
梶町1丁目ポンプ場	梶町1-39-7	φ 100 mmポンプ Q= 2.0 m ³ /min 1台
金田町1丁目ポンプ場	金田町1-2-12	φ 150 mmポンプ Q= 3.0 m ³ /min 1台
橋波西之町1丁目ポンプ場	橋波西之町1-9-14	φ 100 mmポンプ Q= 1.4 m ³ /min 1台

《資料5-7》 マンホールトイレ一覧表

令和5年10月1日現在

避難所施設名	場 所	設置数
藤田小学校	藤田町1-58-18	20基
庭窪小学校	佐太中町1-6-10	5基
守口小学校	八島町13-40	9基
南部コミュニティセンター 体育館 (旧さくら小跡地)	大宮通1-14-9	15基
よつば小学校	大久保町2-17-26	25基
八雲東小学校	八雲東町2-77-7	5基
錦小学校	寺方錦通2-8-45	11基
金田小学校	金田町3-11-11	23基
梶小学校	梶町4-79-12	17基
錦中学校	南寺方東通4-1-31	6基
第一中学校	竹町12-29	5基
佐太小学校	佐太中町6-11-51	6基
八雲中学校	八雲西町3-5-21	5基
八雲小学校	八雲西町4-31-31	8基
下島小学校	下島町15-27	5基
庭窪中学校	佐太中町1-6-10	5基
大久保中学校	大久保町4-23-46	5基
樟風中学校	西郷通3-14-60	10基
さつき学園	春日町13-26	10基
寺方南小学校	寺方元町4-1-45	15基

梶中学校	梶町 4-28-5	10基
さくら小学校	東光町 2-1-4	15基
西部コミュニティセンター	文園町 8-8	3基
大枝公園内	松下町 1-80	8基
よつば未来公園内	大久保町 5-6	9基
大阪府立芦間高等学校 (R 5年度整備予定)	外島町 1-43	5基
大阪府立守口東高等学校 (R 5年度整備予定)	八雲中町 2-1-32	5基

6 備蓄關係

《資料6-1》 守口市の主要備蓄品一覧表

※守口市は令和2年度で分担表記載の備蓄達成

役割表		分担表		
項目	役割分担	全体	市	府
食糧	(府) 1 : (市町村) 1	397, 235 食	188, 687	188, 687
高齢者食	(府) 1 : (市町村) 1	19, 862 食	9, 931	9, 931
毛布 (保温用資材)	(府) 1 : (市町村) 1	73, 562 枚	36, 781	36, 781
育児用調整粉乳	(府) 1 : (市町村) 1	160, 659g	80, 330	80, 330
哺乳瓶	市町村は必要分 (100%)、 府は予備分とする。	412 本	412	
乳児・小児用おむつ	(府) 1 : (市町村) 1	22, 069 枚	11, 035	11, 035
大人用おむつ	(府) 1 : (市町村) 1	4, 414 枚	2, 207	2, 207
簡易トイレ	(府) 1 : (市町村) 1 ※ただし、市町村はボックス型 (便器型 等)、府は調達含め組立式とする。	368 基	184	184
生理用品	(府) 1 : (市町村) 1	21, 517 枚	10, 759	10, 759
トイレットペーパー	(府) 1 : (市町村) 1	827, 573m	413, 787	413, 787
マスク	(府) 1 : (市町村) 1	1, 986 枚	993	993

7 医療・衛生等関係

《資料7-1》 災害医療機関一覧

1 災害拠点病院

令和5年10月1日時点

医療機関名	住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
基幹災害拠点病院			
大阪府立病院機構 大阪急性期・総合 医療センター	大阪市住吉区 万代東 3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000
地域災害拠点病院			
大阪市立 総合医療センター	大阪市都島区 都島本通 2-13-22	06-6929-1221	06-6929-2041
国立病院機構 大阪医療センター	大阪市中央区 法円坂 2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区 筆ヶ崎町 5-30	06-6774-5111	06-6774-5131
大阪公立大学 医学部附属病院	大阪市阿倍野区 旭町 1-5-7	06-6645-2121	06-6632-7114
大阪大学 医学部附属病院	吹田市 山田丘 2-15	06-6879-5111	06-6879-5019
社会福祉法人恩賜 財団済生会支部大阪 府済生会千里病 院	吹田市 津雲台 1-1-6	06-6871-0121	06-6871-0130
大阪医科薬科大学 附属病院	高槻市 大学町 2-7	072-683-1221	072-682-3822
関西医科大学 附属病院	枚方市 新町 2-3-1	072-804-0101	072-804-0131
学校法人 関西医科大学 関西医科大学総合 医療センター	守口市 文園町 10-15	06-6992-1001	06-6992-4846
大阪府立中河内 救命救急センター	東大阪市 西岩田 3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165
市立東大阪 医療センター	東大阪市 西岩田 3-4-5	06-6781-5101	06-6781-2194
学校法人近畿大学 近畿大学病院	大阪狭山市 大野東 377-2	072-366-0221	072-366-0206
堺市立 総合医療センター	堺市 西区家原寺町 1-1-1	072-272-1199	072-2272-9911

りんくう総合医療センター（大阪府泉州救命救急センター）	泉佐野市りんくう往来北 2-23	072-469-3111	072-469-7929
医療法人 警和会 大阪警察病院	大阪市天王寺区 北山町 10-31	06-6771-6051	06-6775-2838
多根総合病院	大阪市西区 九条南 1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	岸和田市 加守町 4-27-1	072-445-9915	072-445-9791

2 特定診療災害医療センター

医療機関名	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	大阪府中央区 大手前 3-1-69	06-6945-1181	06-6945-1900
独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	枚方市 宮之阪 3-16-21	072-847-3261	072-840-6206
独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	羽曳野市 はびきの 3-7-1	072-957-2121	072-958-3291
独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	和泉市 室堂町 840	0725-56-1220	0725-56-5682

3 守口市災害医療センター

医療機関名	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
学校法人関西医科大学 関西医科大学 総合医療センター	守口市 文園町 10-15	06-6992-1001	06-6992-4846

4 災害医療協力病院（守口市内 救急告示病院）

医療機関名	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
社会医療法人弘道会 守口生野記念病院	守口市 佐太中町 6-17-33	06-6906-1100	06-6902-9021
医療法人西浦会 京阪病院	守口市 八雲中町 3-13-17	06-6908-2019	06-6908-1322
学校法人関西医科大学 関西医科大学総合医療センター	守口市 文園町 10-15	06-6992-1001	06-6992-4846
医療法人彩樹 守口敬仁会病院	守口市 八雲東町 2-47-12	06-6906-9000	06-6906-9008
医療法人清水会 鶴見緑地病院	守口市 南寺方南通 3-4-8	06-6997-0101	06-6992-0151
パナソニック健康保 険組合 松下記念病院	守口市 外島町 5-55	06-6992-1231	06-6992-5808

《資料7-2》 市保有防疫用資機材一覧表

令和5年1月現在

1 車両

動力噴霧機搭載車両(軽貨物)	感染症・害虫駆除用	1台
----------------	-----------	----

2 資機材

機動消毒用

動力噴霧機	感染症・害虫駆除用	1台
-------	-----------	----

動力消毒用

電動ミスト	感染症・害虫駆除用	2台
電池式噴霧機	害虫駆除用	7台

手押消毒用

手押噴霧機	感染症・害虫駆除用	3台
-------	-----------	----

3 薬品

種別	用途	性状	形状	常備数量
防疫用薬剤	殺虫剤 一般用医薬分類	乳剤	一斗缶	10缶
		油剤	一斗缶	10缶
		液剤	一斗缶	10缶
指定感染症用	消毒液	液剤	ボトル (500 ml)	50本
	防腐・殺菌用薬剤	液剤	ボトル (500 ml)	50本

《資料7-3》 ごみ、し尿処理委託・許可業者及び施設一覧表

令和5年11月1日現在

1 委託業者一覧表

区分	名称	所在地	保有台数	電話
可燃・プラ	(株) 金澤メルビック	守口市西郷通 1-2-6	2	6996-5555
	(有) 浅野清掃	守口市高瀬町 5-9-1	3	6991-3748
	(株) ミツ川工業所	大東市御領 3-1-11	4	072-875-2255
	京阪総合サービス(株)	大阪市旭区大宮 1-18-2	6	6955-2100
	(株) コスミック	枚方市春日西町 2-1-7	2	072-859-5831
粗大	(有) 淀川清掃	守口市八雲中町 1-25-1 2F16号	2	6907-3210
	(有) 中道清掃	門真市古川町 5-21	4	6908-0211
	(有) 西川クリーンサービス	守口市八雲中町 1-5-7	3	6909-2128
	(有) 浅野清掃	守口市高瀬町 5-9-1	2	6991-3748

2 許可業者一覧表

区分	名称	所在地	保有台数	電話
ごみ関係	(株) コスミック	枚方市春日西町 2-1-7	4	072-859-5831
	京阪総合サービス(株)	大阪市旭区大宮 1-18-2	4	6955-2100
	(株) 大真サービス	守口市菊水通 4-5-5	4	6997-6660
	辰巳環境開発(株)	守口市東郷通 1-5-17	12	6780-4153
	貴和興業(株)	門真市岸和田 1-5-17	4	072-882-6158
浄化槽関係 ・し尿関係	(株) 金澤メルビック	守口市西郷通 1-2-6	3	6996-5555
	(株) ミツ川工業所	大東市御領 3-1-11	8	072-875-2255

3 スtockヤード

名称	所在地
守口市 クリーンセンター	守口市寺方錦通 4-9-12

《資料7-4》 飯盛霊園組合葬儀取扱指定店一覧表

令和5年1月現在

業 者 名	住 所	電 話
玉泉院 ①シティホール守口 ②メイプルホール四條畷	①守口市浜町 1-7-11 ②四條畷市雁屋西町 1-1	①0120-16-2513 ②0120-08-8052
(株) 公益社 守口会館	守口市大日町 3-4-28	06-6916-2700 0120-567-701
(株) 大真 やすらぎメモリアル大真会館	守口市平代町 5-18	0120-42-0788
(株) 田嶋 田嶋会館	守口市大久保町 3-1-26	0120-88-4142 06-6902-2344
(株) 栄光葬祭	守口市南寺方東通 4-3-26	0120-71-8150
(株) 西口共栄社 ①本社 ②くすの木会館	①守口市滝井元町 1-4-13 ②守口市寺方錦通 1-3-15	①06-6991-1342 ②06-6998-4200
(有) 駕泉 ①駕泉 門真会館 ②駕泉 大東会館	①門真市島頭 4-10-13 ②大東市氷野 1-14-29	0120-74-1142
(有) 関西セレモニー ①カンセレホール ②憩ホール	①門真市四宮 4-1-34 ②門真市栄町 23-10	0120-51-1142 06-6904-0356
(有) 冠葬社	大東市灰塚 5-8-22	072-871-4142
(株) 清滝葬儀社	四條畷市大字清瀧 38-5	072-876-7525
十萬葬儀社	門真市中町 10-16	06-6900-5116
(株) 明倫社	門真市北岸和田 3-4-13	072-884-4444
(有) 藪内	大東市御供田 2-11-8	0120-12-0040
蓮華堂	門真市宮野町 8-8 大和田ハイッ	0120-80-8581 072-883-8581
(有) 脇田グループ脇田葬祭 総合葬儀会館 なごみ会館	門真市大字三ツ島 2106	0120-07-2074 072-884-2336
(株) ティア ①葬儀会館ティア門真 ②葬儀会館ティア大東	①門真市北巢本町 19-31 ②大東市深野南町 2-8	0120-54-9401
八光殿 ①八光殿四條畷 大東葬祭 ②やすらぎホール	①四條畷市中野 2-2-26 ②門真市岸和田 4-5-12	①0120-66-8510 ②0120-833-807

《資料7-5》 要配慮者利用施設一覧表

令和5年10月1日現在

● 〈高齢者施設（サービス事業所）〉

1. 通所介護（デイサービス）（※は入浴なし。昼食原則なし）

事業所名	住所	電話
デイサービスラ・ソーラもりぐち	佐太中町 2-9-2	6780-4165
デイサービスセンター 梅香苑	佐太中町 6-41-19	6900-5054
けいはん医療生活協同組合 きんだデイサービスセンター	金田町 2-25-15	6900-6772
デイサービスセンターごはん家族金田町	金田町 3-2-9	6906-7833
守口金田ケアセンターラガールデイサービス	金田町 4-5-16	6905-7070
ビーナスクラブ 守口※	金田町 5-1-4	6904-0255
デイサービス 笑楽(わらく)守口	金田町 5-21-8	7507-1780
ハッピーハレ結大久保	大久保町 1-45-15	6901-8562
デイサービス くつろぎ大久保町	大久保町 3-27-4	6900-8716
芭食(はなしょく)サービスくつろぎ 藤田町	藤田町 4-5-9	6907-1200
健康サロン サンアドバンス大日	大日東町 4-32	6900-0505
デイサービスセンター なずな園	八雲北町 2-26-1	6997-7270
ロータス デイサービスもりぐち	八雲西町 2-14-10	6996-0008
デイサービスセンター 守口荘	八雲中町 3-13-17	6906-0554
デイセンターリハビリプラザ守口	日向町 6-9	6998-2294
げんき屋デイサービス	松月町 1-17	6995-1220
ALSOK ライフサポート守口デイサービスセンター	寺内町 1-13-8	6995-5703
ケアセンター 竹内 2号館	梅園町 11-3	6998-8725
ケアセンター 竹内	長池町 6-31	6998-0087
医療法人清水会 鶴見緑地病院 橋波リハビリセンター ※	橋波西之町 2-4-19	6991-0030
笑和 デイサービス守口	大枝東町 6-4	7506-2903
ロミロミスパ デイサービス	文園町 5-18 サクセスファースト 101	6993-7377

事業所名	住所	電話
ビストロ・リビング	馬場町 2-1-10 ルネスプラン ドール守口 1階	6998-6378
デイサービス 森のきのこ	高瀬町 1-4-11	6115-5407
デイサービスセンターすずな園	大宮通 1-13-14	6995-0038
ケアパートナー守口	東郷通 2-3-8	6998-7717
けいはん医療生活協同組合 さつき デイ サービス	菊水通 3-2-5	6991-5200
鶴見緑地苑 デイサービスセンター	菊水通 3-16-2	6995-5005
ヒューマンライフケア守口の湯	寺方元町 4-7-3	6995-7050
まちの善デイサービス	寺方錦通 1-1-1	6995-1126
デイサービス 輻	寺方本通 4-1-3	6993-2888
ツクイ 守口南寺方デイサービス	南寺方中通 3-12-10	6995-6206

2. 地域密着型通所介護(デイサービス) (※は入浴なし。昼食原則なし)

事業所名	住所	電話
デイサービス こくせい館守口	佐太中町 7-20-1	4397-7360
檜の湯藍郷 (あいごう)	金田町 1-7-7 ビエンフェオー クラ 105号	7898-1501
リハビリデイサービス守口 筋肉の森※	大久保町 5-14-7	6903-1165
D Sらくだ東町※	東町 1-17-10-101号	6916-0081
デイサービス 七福神	藤田町 1-28-1 藤田ハイツ	6926-9475
デイサービス 友の家	梶町 3-55-14	6901-3195
フローラル デイサービスセンター	大日町 1-11-11	6907-1371
デイサービス ながさき (昼食なし)	大日町 3-25-8 ヴィラ大日町 1階	6926-9338
大庭の親孝行	大庭町 2-8-16	6906-1322
デイサービスセンター 道	八雲北町 2-10-19	6994-0708
ビーナスプラス守口	八雲西町 1-1-1 セントロアサ ネ 101	6115-5206
ひだまり福祉工房	八雲西町 1-27-18	6993-8630
八雲リハビリデイサービス	八雲西町 1-28-10-102	6996-1552
リハビリテーション颯楽楽	八雲西町 1-33-8	7503-2470
あんしんケアねっと八雲ゆ楽デイサービ ス	八雲西町 1-33-8-102	7898-1788

事業所名	住所	電話
ブリッジライフ守口	八雲西町 4-6-21	7178-8010
あいらんど デイサービス	八雲東町 2-28-3	6916-3337
デイサービス十八番	八雲東町 2-53-5-101 J P ア パートメントⅣ	6991-9397
リハビリ特化型デイサービス ふくろう	八雲東町 2-82-35	6901-8850
デイリハセンター～さくら～ ※	京阪本通 2-8-11	6998-1212
オーケー デイサービス大枝公園	大枝南町 15-8	6991-6565
デイハート たなか	馬場町 1-2-1	6994-1020
デイハート たなか南館	高瀬町 2-10-11	6780-4197
デイサービスはなみずき	橋波東之町 1-4-18 セブンス ヒルⅡ1階	6997-7775
コミカ デイサービス	西郷通 1-1-2	6993-5575
デイサービスセンター ごはん家族東光町	東光町 3-13-2	6998-2552
個別リハビリデイサービスオンリー・ワン ※	南寺方東通 2-6-20	7162-7230

3. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（※はユニット型）

事業所名	住所	電話
特別養護老人ホーム梅香苑	佐太中町 6-41-19	6900-5054
特別養護老人ホームフローラル	大日町 1-11-11	6907-1371
特別養護老人ホームなずな園 ※	八雲北町 2-26-1	6997-7270
特別養護老人ホーム守口荘	八雲中町 3-13-17	6906-0554
特別養護老人ホームたかせ若葉苑	高瀬町 5-8-16	6994-7560
特別養護老人ホームすずしろ園	南寺方東通 1-13-16	6992-7722
特別養護老人ホーム鶴見緑地苑 ※	菊水通 3-16-2	6995-5005

4. 介護老人保健施設（老人保健施設）

事業所名	住所	電話
守口老人保健施設ラガール	大久保町 3-30-15	6900-1900
老人保健施設長生苑	八雲中町 3-12-3	6908-7770
松下介護老人保健施設はーとぴあ	外島町 5-55	6992-8131
寺方老人保健施設ラガール ※	寺方本通 1-5-5	6991-2020

5. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）（※はユニット型）

事業所名	住所	電話
守口金田地域密着型特別養護老人ホーム ラガール	金田町 4-5-16	6905-7070
地域密着型特別養護老人ホームすずな園	大宮通 1-13-14	6995-0038

6. 認知症対応型共同生活介護（※はユニット型）

事業所名	住所	電話
グループホームたのしい家佐太中町	佐太中町 7-10-20	6905-6621
けいはん医療生活協同組合 グループホームきんだ	金田町 2-25-15	6900-6771
守口金田グループホームラガール ※	金田町 4-5-16	6905-7070
ニチイケアセンター守口大日 認知症対応型共同生活介護	大日町 4-27-10	6916-6651
グループホームめぐる	八雲北町 1-17-12	6998-2107
グループホームこころ	北斗町 10-1	6996-4110
グループホームたのしい家西三荘	橋波西之町 1-6-11	4250-0021
グループホームここから大枝公園	東光町 3-5-5	4250-7344
グループホームはるか	南寺方中通 3-14-12	6998-2210

7. 通所リハビリテーション（デイケア）

事業所名	住所	電話
守口老人保健施設ラガール	大久保町 3-30-15	6900-1900
医療法人愛泉会 愛泉会病院	八雲中町 2-4-26	6904-1313
老人保健施設長生苑	八雲中町 3-12-3	6908-7770
パナソニック健康保険組合 松下介護老人保健施設はーとびあ	外島町 5-55	6992-8131
医療法人 橋本クリニック	金下町 2-12-5	6991-2568
医療法人清水会 鶴見緑地病院通所リハビリテーションセンター	南寺方南通 3-4-8	6997-0121
寺方老人保健施設ラガール	寺方本通 1-5-5	6991-2020
医療法人裕仁会 森整形外科	小春町 2-15	6998-6668
関西医科大学総合医療センター	文園町 10-15	6993-9502
よしかクリニック	滝井西町 2-2-6	4397-7230

8. 短期入所生活介護（ショートステイ）

（※はユニット型）

事業所名	住所	電話
特別養護老人ホーム梅香苑	佐太中町 6-41-19	6900-5054
守口金田ケアセンターラガールショートステイ ※	金田町 4-5-16	6905-7070
特別養護老人ホームフローラル	大日町 1-11-11	6907-1371
特別養護老人ホームなずな園 ※	八雲北町 2-26-1	6997-7270
特別養護老人ホーム守口荘	八雲中町 3-13-17	6906-0554
特別養護老人ホームたかせ若葉苑	高瀬町 5-8-16	6994-7560
ごはん家族西郷通	西郷通 1-15-10	7505-2564
特別養護老人ホームすずしろ園	南寺方東通 1-13-16	6992-7722
単独型短期入所施設タンタン	文園町 8-1	6995-6671

9. 短期入所療養介護（ショートステイ）

事業所名	住所	電話
守口老人保健施設ラガール	大久保町 3-30-15	6900-1900
介護老人保健施設長生苑	八雲中町 3-12-3	6908-7770
パナソニック健康保険組合 松下介護老人保健施設はーとぴあ	外島町 5-55	6992-8131
寺方老人保健施設ラガール	寺方本通 1-5-5	6991-2020

10. サービス付き高齢者向け住宅

事業所名	住所	電話
ナービス守口平代	平代町 8 番 1 号	06-7506-9369
ハートランド守口	佐太中町 6 丁目 6 番 6 号	06-6900-0561
善幸苑 緑地	南寺方東通 2 丁目 5 番 6 号	06-4304-4110
れんげハイツ守口	八雲西町 3 丁目 6 番 18 号	06-6997-7760
けいはん医療生協 介護付有料老人ホームさつき	菊水通 4 丁目 11 番 5 号	06-6995-6732
ソレイユ もりぐち	下島町 11 番 20 号	06-6997-8177
有料老人ホーム 鶴見緑地	南寺方東通 1 丁目 1 番 31 号	06-6997-9009
エルケアコート守口	大日町 2 丁目 28 番 24 号	06-6900-0501
有料老人ホームゆくりあ守口	金下町 2 丁目 12 番 6 号	06-6991-2555
ホームケア一大日	大日町 2 丁目 35 番 1 号	06-6780-2260

事業所名	住所	電話
サービス付高齢者向け住宅 くつろぎ大久保町	大久保町3丁目27番4号	06-6900-8715
welfare 守口	南寺方北通2丁目2番7号	06-6997-8860
善幸苑 守口	東郷通1丁目6番20号	06-6997-4110
ピュアグラウンド守口	日吉町1丁目3番8号	06-6996-1005
寺方サ高住 ラガール	寺方本通1丁目5番1号	06-6991-4165
たけなの里	大久保町4丁目11番4号	06-6901-0888
イストワール守口	藤田町1丁目53番14号	06-6916-5201
すこやか倶楽部もりぐち	藤田町4丁目26番7号	06-6902-5400
アミスタ寺方錦通	寺方錦通4丁目1番12号	06-4397-7885

11. 介護付有料老人ホーム

事業所名	住所	電話
大阪ゆうゆうの里	河原町10-15	6991-3636
クルーヴなみはや	寺方錦通3丁目6-7	6994-5515
ソラスト守口	大久保町1丁目18-10	6780-1237
そんぽの家 守口南	南寺方中通1丁目7-27	6996-3613
グリーンライフ守口	佐太中町6丁目17-34	6901-1151

12. 小規模多機能型居宅介護施設

事業所名	住所	電話
守口金田看護小規模多機能施設ラガール	金田町4-5-16	6905-7070
けいはん医療生活協同組合小規模多機能 ホームさつき	菊水通3-2-5	6991-4400

13. 住宅型有料老人ホーム

事業所名	住所	電話
ライフパートナー守口	寺方元町1丁目16-12	6996-8803
ラ・ソーラ街の杜*もりぐち	佐太中町2丁目9-2	6916-0864
ルポゼグランデ	南寺方東通3丁目3-20	6993-5257
フォーユー守口	寺内町1丁目14-8	6993-5200
こくせい館守口	佐太中町7丁目20-1	4397-7360
はーとらいふ守口	寺方元町1丁目16-7	6995-6290
あんしんらいふ守口	八雲中町2丁目1-4	6905-0030
グレースヴィラ守口	金田町1丁目71-14	6916-8033

事業所名	住所	電話
はっぴーらいふ守口	八雲西町1丁目22-24	6997-7110
ピアノシモ守口	大久保町2丁目16-14	6967-8487
ほのか寺方	寺方元町2丁目1-19	6993-7801
ハピネス楠の里	金田町1-18-1	6905-1280
在宅介護支援住宅 さつきの家	南寺方東通1丁目1番14号	6992-3755
シルバーライフ大久保	大久保町3丁目13番6号	6995-4693
げんき Village (ヴィレッジ)	大久保町3丁目13番4号	6967-8586
いろどり守口	佐太東町1丁目7番11号	6115-5171
住宅型有料老人ホーム こもれびの里 守口	高瀬町5丁目8番11号	6926-9820
医療法人恒星会 優らいふ	南寺方東通1丁目1-16	6993-2870
シルバーライフ西郷通	西郷通4丁目1-1	6997-6652
住宅型有料老人ホームクランコート守口	藤田町3丁目41番10号	6914-4711
ラポール守口	橋波東之町2丁目9番24号	6115-5623

14. 特定施設入居者生活介護（※は地域密着型）

事業所名	住所	電話
ケアハウスなずな園 ※	八雲北町2-26-1	6997-7270
ケアハウス鶴見緑地	南寺方南通3-4-16	6998-3003
ケアハウスすずな園 ※	大宮通1-13-14	6995-0038

● 〈障がい児通所サービス〉

1. 児童発達支援

事業所名	住所	電話	FAX
守口市立わかくさ・わかすぎ園	寺方本通 3-1-20	6996-0050	6996-0010
みずいろはうす	寺方本通 3-1-21	6780-4212	6780-4213
児童ディスバル・ぷりずむ	高瀬町 1-5-18-101	4304-4585	4304-4589
どんぐりの家	八雲東町 1-5-8	6906-7233	6906-7233
きらら守口	緑町 1-7 グリーンハイツ 101 号室	7163-7231	7162-3161
あさがおねっと	八雲西町 2-12-13	7508-4909	7508-4909
放課後等デイサービスウィズ守口 滝井	滝井西町 3-7-4	6967-8735	6967-8135
児童ディスバル・ゆりいか	日吉町 2-14-2	4397-7582	4397-7583
あさがおきっず滝井	紅屋町 6-13	7509-2041	7509-2041
Sunny Kids	東光町 3-5-13	6991-9815	6991-9816
YCC もこもこ守口教室	西郷通 1-4-14 扇商事ビル 3 F	6998-7001	6998-7002
オールケア守口	大久保町 5-39-6	6916-0555	6916-0333
オールケア大日	梶町 1-4-14	6904-1010	6904-1011
オールケア守口 ののはな	藤田町 1-52-13	6967-8700	6967-8788
ハイチーズ	京阪本通 1-10-32 メロディハイム守口 A 棟 201	6992-9061	6992-6606
COMPASS 発達支援センター 守口	佐太中町 1-3-5 ピースフルマン ション 101 号室	6991-9138	6991-9139

事業所名	住所	電話	FAX
ファミリアキッズ守口	佐太東町 1-38-2 REMY 佐太ビル 2階	6916-5581	6916-5582
あさがおねっと守口	日吉町 2-14-8 ハイタウン日吉町コーポ 1階	6115-5778	6115-5778
きららジュニア	緑町 1-4 T's Cube 緑町 201	6998-1470	6998-1471
ビーナスキッズもりぐち	橋波東之町 3-2-33 サンリスタ守口	6997-6621	6997-6622
エコルド守口教室	豊秀町 2-13-3 サンエイビル 4階	4397-7078	4397-7188
療育こども園凸（でこ）	大枝北町 12-6	7479-8371	7494-8371
ふくろう	八雲東町 2-82-35	6901-8850	050-3737-7731
放課後等デイサービス メルルキッズ守口	藤田町 5-35-9 なるなるビル 1階	6906-5555	6906-8100
YCC もこもこ守口駅前教室	本町 1-1-9 本町ビル 2F	6997-9001	6997-9002

2. 放課後等デイサービス

事業所名	住所	電話	FAX
放課後等デイサービス たいよう	馬場町 2-9-3 守口第1日光ハイッ 1F	6997-8752	6997-8753
放課後等デイサービス事業所どり～むはうす	寺内町 1-8-7 創建ビル 1階及び2階	6994-8560	6994-8561
みずいろはうす	寺方本通 3-1-21	6780-4212	6780-4213
児童ディスバル・ぷりずむ	高瀬町 1-5-18 101号室	4304-4585	4304-4589
わいわいスマイル守口教室	藤田町 3-41-6 ツインコープ守口北館 1階	6780-4248	6780-4249
どんぐりの家	八雲東町 1-5-8	6906-7233	6906-7233
きらら守口	緑町 1-7 グリーンハイッ 101号室	7163-7231	7162-3161

事業所名	住所	電話	FAX
地域生活総合支援センターいま	寺方本通 2-20-4	6780-4370	6780-4371
あさがおねっと	八雲西町 2-12-13	7508-4909	7508-4909
放課後等デイサービスウィズ守口 滝井	滝井西町 3-7-4	6967-8735	6967-8135
放課後等デイサービスらいとすぺ ーす	来迎町 5-17	7508-3313	7509-4422
児童デイスバル・ゆりいか	日吉町 2-14-2	4397-7582	4397-7583
あさがおきっず滝井	紅屋町 6-13	7509-2041	7509-2041
Sunny Kids	東光町 3-5-13	6991-9815	6991-9816
YCC もこもこ守口教室	西郷通 1-4-14 扇商事ビル3F	6998-7001	6998-7002
放課後等デイサービス クリーむ うさぎ・守口	八雲中町 2-1-4 あんしんらいふ 守口1F B号室	6916-3505	6916-3506
キッズボンド守口八雲	八雲中町 1-9-17 1階	6916-0080	6916-0090
オールケア守口	大久保町 5-39-6	6916-0555	6916-0333
オールケア大日	梶町 1-4-14	6904-1010	6904-1011
CLAN守口	大久保町 2-16-17	6780-3700	6780-3710
オールケア守口 ののはな	藤田町 1-52-13	6967-8700	6967-8788
ハイチーズ	京阪本通 1-10-32 メロディハイ ム守口A棟 201	6992-9061	6992-6606
COMPASS発達支援センター 守口	佐太中町 1-3-5 ピースフルマン ション 101号室	6991-9138	6991-9139
あさがおねっと守口	日吉町 2-14-8 ハイタウン日吉町 コーポ 1階	6115-5778	6115-5778
きららジュニア	緑町 1-4 T's Cube 緑町 201	6998-1470	6998-1471

事業所名	住所	電話	FAX
ビーナスキッズもりぐち	橋波東之町 3-2-33 サンリスタ守口	6997-6621	6997-6622
エコルド守口教室	豊秀町 2-13-3 サンエイビル4階	4397-7078	4397-7188
ふくろう	八雲東町 2-82-35	6901-8850	050-3737-7731
放課後等デイサービス メルルキッズ守口	藤田町 5-35-9 なるなるビル1階	6906-5555	6906-8100
YCC もこもこ守口駅前教室	本町 1-1-9 本町ビル2F	6997-9001	6997-9002

● 〈障がい者通所・居住サービス〉

1. 生活介護

事業所名	住所	電話	FAX
ういず守口	金下町 1-6-10	6996- 1715	6996- 1745
守口障害者支援センターひだまり	佐太中町 7-5-5	6136- 6751	6136- 6753
わかたけ園	寺方元町 4-7-6	6997- 4748	6997- 4745
桜の園	八雲北町 3-39-8	6992- 0697	6998- 6633
自立サポートきくすい	緑町 1-4	6998- 3077	6998- 3078
ういず滝井	滝井西町 3-5-12	6996- 1803	6115- 5126
地域生活総合支援センターいま	寺方本通 2-20-4	6780- 4370	6780- 4371
ゆる～む	京阪本通 1-5-6 サンハイツ太子 橋 406号室	6991- 3050	6991- 3050
オールケア守口	大久保町 5-39-6	6916- 0555	6916- 0333
オールケア大日	梶町 1-4-14	6904- 1010	6904- 1011
CLAN守口	大久保町 2-16-17	6780- 3700	6780- 3710
オールケア守口 ののはな	藤田町 1-52-13	6967- 8700	6967- 8788
フレンドワーク	平代町 4-10	4250- 1070	6250- 1070
SMILE	金田町 1-13-17	6115- 5025	6115- 5800
デイサービスセンター道	八雲北町 2-10-19	6994- 0708	6995- 4352
グレートライフ	佐太中町 2-7-22 佐太ハイツ 1階	4252- 2525	4252- 2526
センターケア	南寺方東通 4-14-15 サンシャイ ンキタニ 11号	6926- 9255	6926- 9225

事業所名	住所	電話	FAX
共生型デイサービス ふくろう	八雲東町 2-82-35	6901-8850	050-3737-7731
ロータスデイサービスもりぐち	八雲西町 2-14-10	6996-0008	6996-0014
デイサービスセンターすずな園	大宮通 1-13-14	6995-0038	6995-0039

2. 自立訓練（生活訓練）

事業所名	住所	電話	FAX
ういずサポートセンター守口	滝井西町 3-5-12	6996-1715	6996-1715
わかたけ園	寺方元町 4-7-6	6997-4748	6997-4745
医療法人西浦会自立訓練事業所パザパ	八雲中町 3-13-17	6908-6416	6908-6416
リライフ滝井ケアセンター	滝井西町 2-3-22 吉岡第2ビル2階	6997-7778	6997-7779
スタートライン	馬場町 3-14-6 メゾンエミール201号室	6997-6188	6997-6190

3. 宿泊型自立訓練

事業所名	住所	電話	FAX
医療法人西浦会自立訓練事業所パザパ	八雲中町 3-13-17	6908-6416	6908-6416

4. 就労移行支援

事業所名	住所	電話	FAX
ういず守口	金下町 1-6-10	6996-1715	6996-1745
ぷらす守口	京阪本通 1-3-7 高田屋守口ビル4階	6998-1555	6998-0700

事業所名	住所	電話	FAX
リワーク守口事業所	金下町 2-2-12 サクセス金下 2 階	6992-0001	6992-0002
ミルキースマイル	小春町 8-22 田中小春ビル 2 階、3 階	6997-7022	6997-7023
みらいワーク	佐太東町 1-31-8 L o g o - S t u d i o 1 階	7165-7305	7163-7844

5. 就労継続支援A型

事業所名	住所	電話	FAX
ヒロタ製作所	八雲北町 3-20-12	6998-6977	6995-4915
ひかり	梶町 1-33-2	6901-6112	6901-6172
ステラ守口	大枝西町 8-5	6780-4155	6780-4156
L. I. J	日吉町 1-2-3	6992-5666	6992-5660
こと葉	金下町 1-4-6	6926-9127	6926-9128
守口ワークプレイス	橋波東之町 3-4-3 さくらビル 3 階	6998-5999	6998-8448
みらいワーク	佐太東町 1-31-8 L o g o - S t u d i o 1 階	7165-7305	7163-7844
もりもり事業所	南寺方東通 5-11-2	6994-7480	6994-7482
就労支援センター グリット	八雲中町 2-1-4	6991-8998	6991-8066
ジルファミリー	紅屋町 3-6	6997-3110	6996-0622
オールケアプロ	本町 1-6-13 守口駅前ビル	6780-4568	4397-7891
就労継続支援A型 スカッツ	春日町 10-16	7174-6767	7174-6767
ライフワーク もりいの家	金下町 2-12-10	6115-9030	6115-9030

6. 就労継続支援B型

事業所名	住所	電話	FAX
ういず守口	金下町 1-6-10	6996-1715	6996-1745
守口障害者支援センターひだまり	佐太中町 7-5-5	6136-6751	6136-6753
スペース遊	八雲北町 3-35-11	6993-4435	6993-4435
GOODY大日	大日町 2-22-1	6916-7800	6916-7810
ヒロタ製作所	八雲北町 3-20-12	6998-6977	6995-4915
桜の園	八雲北町 3-39-8	6992-0697	6998-6633
すみれカンパニー	西郷通 2-16-8	6993-6960	6993-6960
まんまる	豊秀町 1-7-13	6993-3931	6993-3931
就労継続支援ようき・すなお第1	菊水通 2-14-4	6993-5343	6993-5343
医療法人西浦会就労支援事業所くらし工房けいはん	大枝東町 14-21	6998-1811	6998-1810
ういず滝井	滝井西町 3-5-12	6996-1803	6115-5126
スプラウト	八雲北町 2-5-12 リビングアイランドⅡ	7163-5508	7163-5508
就労継続支援 ようき・すなお第2	豊秀町 1-1-15 渡壁ビル1階	6115-5632	6115-5632
太子橋滝井事業所	平代町 12-4	7173-8526	4981-9087

事業所名	住所	電話	FAX
あさつゆ	寺内町 2-7-5 荒萬ビル 201号、301号	6997-6002	6997-6012
ワークスペース土居	馬場町 1-5-18 2階	6439-8080	6439-8170

事業所名	住所	電話	FAX
あしたば事業所	高瀬町 4-9-5	6995-5550	6995-5560
グリーンファーム守口	佐太中町 6-17-34	6780-3188	6780-3188
ララ大日	大日町 3-24-1	6967-8921	6967-8922
ともいき工房守口金田ホーム	金田町 1-8-7	6901-0556	6901-0552
つばさ	紅屋町 6-1	6780-9555	6780-9556
GOOD LUCK事業所	紅屋町 1-21	6770-5531	6770-5571
リブート太子橋	京阪本通 1-8-25 シャルマン淀 1階	6991-1883	6991-1885
就労継続支援B型事業所 メルルワーク守口	藤田町 5-35-9 なるなるビル 1階	6906-5556	6906-8101

7. 短期入所

事業所名	住所	電話	FAX
守口老人保健施設ラガール	大久保町 3-30-15	6900-1900	6900-1067
特別養護老人ホーム梅香苑	佐太中町 6-41-19	6900-5054	6900-1005
医療法人西浦会自立訓練事業所パザパ	八雲中町 3-13-17	6908-6416	6908-6416
特別養護老人ホームすずしろ園	南寺方東通 1-13-16	6992-7722	6993-8500
ショートステイいま	寺方本通 2-21-18	6780-4420	6780-4420

事業所名	住所	電話	FAX
シャローム	橋波東之町 2-10-14	7162-2216	6991-8914
短期入所おらんく	八雲北町 3-39-14 1階	6992-2715	6998-3201

事業所名	住所	電話	FAX
短期入所シャイン	八雲北町 3-39-14 2階	6992-2715	6998-3201
オールケア守口	大久保町 5-39-6	6916-0555	6916-0333
はぴねすあさがお	八雲西町 2-12-12 2F	6780-9880	6780-9880

8. 共同生活援助

事業所名	法人名	法人所在地	電話	FAX
さたなかホーム1	社会福祉法人あしたの会	大日町 2-22-1	6916-7800	6916-7800
グループホームレインボー	社会福祉法人 くすのき福祉会	八雲北町 3-35-11	6993-4435	6993-4435
グループホームハピネス	スバル・トータルプランニング 株式会社	羽曳野市向野 2-6-18	072-931-0081	072-931-0082
守口市社会福祉協議会共同生活	社会福祉法人 守口市社会福祉協議会	京阪本通 2-5-5 守口市役所内	6992-2715	6993-0134
ゆうホームぽこぽこ	特定非営利活動法人 ゆうゆう会	八雲東町 2-39-8	6993-6818	7502-3929
医療法人西浦会共同生活援助・共同生活介護事業所イクス	医療法人 西浦会（財団）	八雲中町 3-13-17	6908-2019	6908-1322
スペース響	社会福祉法人 くすのき福祉会	八雲北町 3-35-11	6993-4435	6993-4435
ケアホーム大庭	合同会社 NSG	大阪市東淀川区 豊里 4-14-6	6886-0770	6195-5280
ういるホーム	社会福祉法人 路交館	大阪市東淀川区 東淡路 2-7-5	6321-3911	6321-3912
ケアホーム青雲荘	特定非営利活動法人 ブルースカイ	八雲北町 3-20-12	6998-6977	6998-6977

事業所名	法人名	法人所在地	電話	FAX
ケアホームやぐひが	TUBASA 合同会社	八雲東町 2-54-5	6995-4919	6995-4920

事業所名	法人名	法人所在地	電話	FAX
ほほえみ	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	富田林市大字甘南備 216	0721-34-2180	0721-34-2121
グループホームきゃめる	一般社団法人 らくだ	竜田通 2-5-12	6994-5960	6994-5965
グループホームサンメイツ	株式会社 楽松	寝屋川市桜木町 7-9	072-800-4688	072-800-4689
ココル	株式会社帆希	大阪市鶴見区鶴見 6-2-1-304	090-5973-0822	
ケアホーム寺方	合同会社 UMEOKA SRB	南寺方東通 5-20-24	7509-6045	7509-6046
青雲荘淀江	特定非営利活動法人 ブルースカイ	八雲北町 3-20-12	6998-6977	6998-6977
フォレスト守口	合同会社フォレスト	大阪市旭区太子橋 1-25-22	070-1748-0822	
グループホームひまわり	株式会社 SUNNY	佐太中町 6-45-7	6902-2360	6902-2362
ともいき梶 4 ホーム	一般社団法人まごころ共生会	金田町 1-8-7	6901-0556	6901-0552
Prologue 守口	株式会社知覧	大枝西町 5-2	6997-6106	6997-6107
ケアハウスそら守口	株式会社PAS	南寺方東通 3-5-5	6780-4642	6783-4643
ケアホーム守口おおば	合同会社あすらいと	大阪市城東区今福西 2-4-5-810号	080-3841-9239	
ソシア金田	株式会社SOCIA	藤田町 5-4-23-201号	072-812-6555	072-812-5079

事業所名	法人名	法人所在地	電話	FAX
グループホームサンタ	株式会社グローバルメディカル	竹町 8-18	090-4279-8139	6991-6002
グループホーム心陽	株式会社陽	大阪市旭区清水 1-6-5 パインリーフ森小路 103号室	6951-4076	7410-2357
ソシア滝井	株式会社S O C I A	藤田町 5-4-23 ラフォーレ澤田 201	072-812-6555	072-812-5079
グループホームみらい	株式会社S U N N Y	佐太中町 6-45-7	6902-2360	6902-2362
ベルファミーユ	BellCloud 合同会社	交野市星田山手 5-1-10	080-5367-8784	072-893-7218

※共同生活援助については、個人情報観点から、法人の所在地及び連絡先を記載。

● 〈その他障がい者施設〉

1. 地域活動支援センター

事業所名	住所	電話	FAX
地域生活支援センターシュポール	八雲中町 3-13-17	6780-1190	6780-1191

2. その他

事業所名	住所	電話	FAX
守口市障がい者・高齢者交流会館	日吉町 1-2-12	6991-5510	6991-5510

8 都市計画関係

《資料8-1》 都市公園等整備状況一覧表

令和5年10月1日現在

＜都市計画公園整備状況表＞

種 別	計画決定面積		開設面積		備 考
	箇所	面積㎡	箇所	面積㎡	
街 区 公 園	59	128,000	56	125,823	(その他公園含む)
近 隣 公 園	3	41,000	3	40,711	下島公園、大宮中央公園、よつば未来公園
地 区 公 園	1	65,000	1	62,804	大枝公園
合 計	63	234,000	60	229,338	

＜その他公園整備状況表＞

公 園 名	箇所	面積 ㎡	備 考
淀川河川公園	1	249,000	広域避難場所
鶴見緑地公園	1	539,930	広域避難場所
府営住宅内公園	6	7,738	
児 童 公 園	94	43,515	
そ の 他 公 園	27	26,913	
合 計	129	867,096	

《資料8-2》 都市計画道路整備状況一覧表

令和5年4月1日現在

番号	路線名	幅員 m	計画延長 m	整備済延長 m	整備率 %	計画決定 年月日	備考
1・4・209-1	大阪守口線	17.6	2,260	2,260	100	H19.12.28	
1・2・209-2	大阪門真線	30	100	0	0	H28.11.25	
3・3・209-2	豊秀佐太線	22~37	5,130	5,130	100	H25.8.12	
3・3・209-3	国道163号線	25	1,820	1,820	100	H17.8.9	
3・3・209-4	豊秀松月線	18~22	850	330	38	H17.8.9	
3・4・209-5	八島大久保線	12~18	4,110	2,130	51	H25.2.15	
3・4・209-7	佐太梶線	18	650	0	0	H25.2.15	
3・4・209-9	馬場菊水線	20	1,780	1,780	100	H17.8.9	
3・4・209-11	河原菊水線	16	930	930	100	H17.8.9	
3・4・209-14	河原大枝線	18	80	80	100	H25.2.15	
3・5・209-16	梶藤田線	14	930	0	0	H25.2.15	
3・6・209-17	春日河原線	11~18	700	700	100	H17.8.9	
3・4・209-18	寺内来迎線	12~16	790	250	31	H25.2.15	
3・6・209-21	西橋波西郷通線	11	390	390	100	H25.2.15	
3・6・209-22	寺内東光線	11~13	470	470	100	H17.8.9	
3・6・209-23	大枝西線	11	300	240	80	H17.8.9	
3・6・209-24	八島堂脇橋線	8	500	500	100	H17.8.9	
3・4・209-25	大日駅前線	16	160	160	100	H17.8.9	
3・4・209-26	東光南寺方線	16	1,140	260	22	H25.2.15	
7・6・209-1	駅前1号線	8~10	200	200	100	H17.8.9	
8・6・209-1	桃町歩行者専用道	8	230	230	100	H17.8.9	
8・6・209-2	駅前2号線	10	140	140	100	H17.8.9	
9・7・209-1	大阪モノレール専用道	7.6~18.7	1,390	1,390	100	H17.8.9	
計	24路線		26,330	20,670	78		

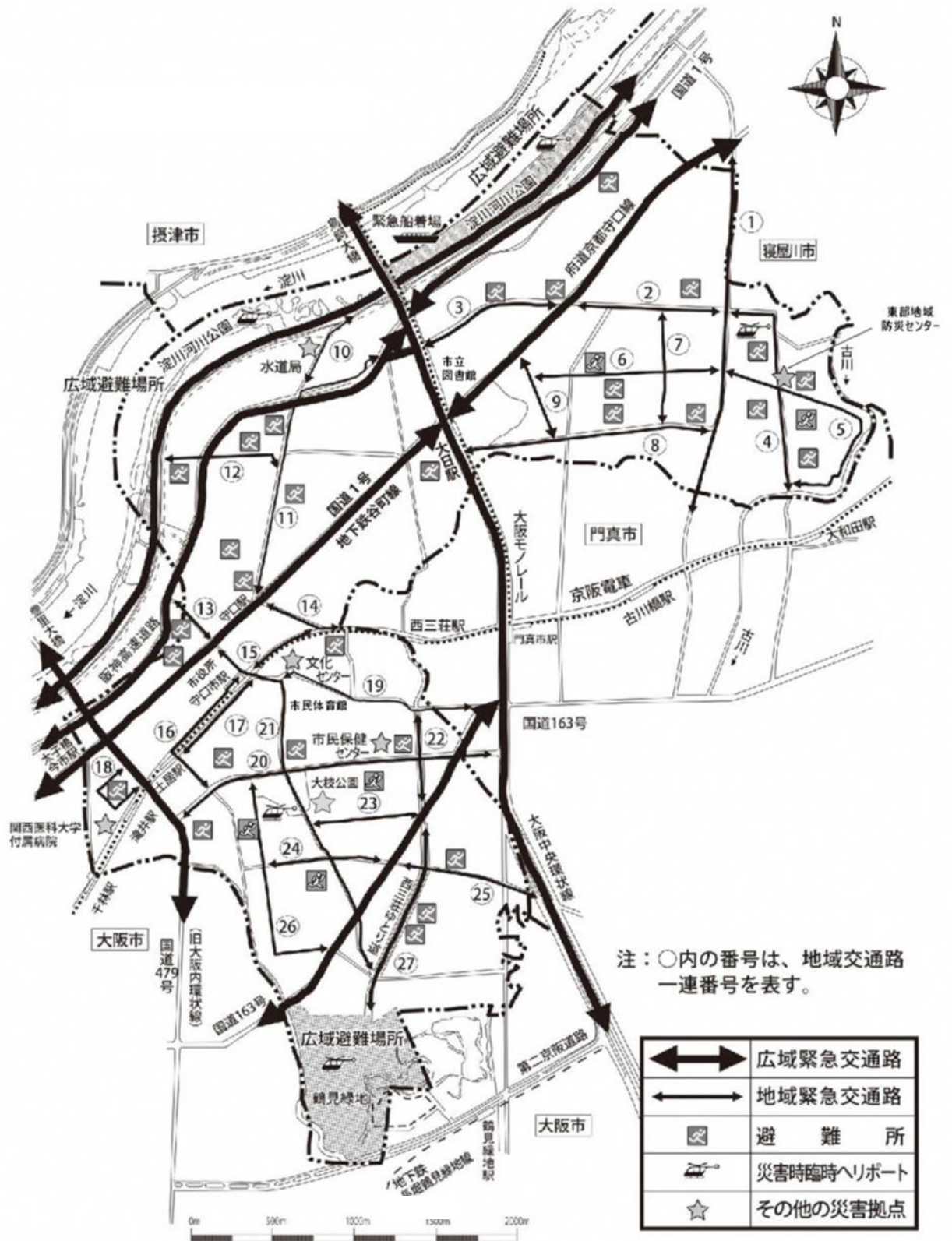
《資料8-3》 地下街等一覧表

令和5年4月1日現在

施設名	所在地	電話
京阪百貨店	河原町8-3	6994-1313
イオン大日ショッピングセンター	大日東町1-18	4252-3501
大日駅地下自転車駐車場	大日東町2-13-1	6992-1693

9 交通関係

《資料9-1》 緊急交通路図



《資料9-2》 地域緊急交通路一覽表

令和5年10月現在

番号	路線名	区間	延長 km	備考
1	府道八尾茨木線	京都守口線～門真市境	2.1	
2	府道北大日竜田線	府道京都守口線～府道八尾茨木線	1.0	(都)八島大久保線
3	府道北大日竜田線	府道大阪中央環状線～府道京都守口線	0.9	(都)八島大久保線
4	大久保1号線、藤田35号線	府道八尾茨木線～門真市境	1.4	
5	大久保7号線、同13号線他	府道八尾茨木線～藤田35号線	1.6	
6	佐太20号線、金田6号線、大久保6号線	佐太19号線～府道八尾茨木線	1.1	
7	金田14号線、梶9号線	府道北大日竜田線～梶2号線	0.8	
8	大庭36号線、梶1号線、梶2号線、藤田2号線	府道大阪中央環状線～ 府道八尾茨木線	1.8	(都)梶藤田線
9	佐太19号線、梶3号線	府道京都守口線～梶1号線	0.6	
10	八雲23号線	府道北大日竜田線～淀川	0.5	
11	府道北大日竜田線	国道1号～府道大阪中央環状線	2.0	
12	八雲2号線、同10号線	府道北大日竜田線～淀川	0.8	
13	守口117号線	国道1号～大阪市境	0.2	
14	府道守口・門真線	国道1号～門真市境	0.5	(都)八島堂脇橋線
15	守口140号線	守口75号線～府道平野守口線	0.6	(都)寺内来迎線
16	守口69号線、同74号線、同190号線、同61号線、府道守口平野線	守口75号線～三郷5号線	1.0	(都)寺内来迎線
17	守口78号線	守口184号線～府道平野守口線	0.7	(都)春日河原線
18	守口17号線、同24号線、同18号線	国道479号～国道479号	0.5	
19	守口184号線、橋波21号線、東西橋波1号線	橋波10号線～門真市境	1.0	(都)豊秀松月線 (都)河原菊水線
20	三郷22号線、同5号線、大枝7号線、東西橋波19号線、同51号線	国道479号～府道大阪中央環状線	1.8	(都)馬場菊水線
21	守口75号線、同184号線、橋波10号線、大枝12号線、三郷20号線、北寺方6号線、同16号線、南寺方18号線、同35号線	国道1号～南寺方39号線	2.7	(都)豊秀松月線 (都)河原大枝線 (都)東光南寺方線
22	東西橋波46号線、同47号線	東西橋波1号線～国道163号	0.6	中央部は歩行路15号線
23	北寺方1号線、東西橋波26号線	三郷20号線～国道163号	0.7	
24	府道深野南寺方大阪線	府道平野守口線～国道163号	0.8	
25	府道深野南寺方大阪線	国道163号～門真市境	0.8	
26	三郷19号線、同57号線、南寺方3号線、同2号線	三郷5号線～国道163号	1.4	
27	東西橋波65号線、同66号線、北寺方35号線、同36号線、同37号線、同38号線、南寺方39号線、同40号線	国道163号～鶴見緑地	1.3	中央部は歩行路15号線
合 計			29.2	

《資料9-3》 災害時用臨時ヘリポート一覧表

令和5年10月現在

名 称	所 在 地	地 積	表 面	進 入 方 向
淀川河川公園 八雲地区	守口市八雲北町3丁目	長さ180m×幅100m ＝面積18,000㎡	土及び 芝地	東、西、南、北 全て進入可能
淀川河川公園 佐太西地区	守口市佐太西町2丁目	長さ200m×幅100m ＝面積20,000㎡	〃	〃
花博記念公園 鶴見緑地	大阪市鶴見区 緑地公園内	長さ60m×幅140m ＝面積8,400㎡	〃	西、南、北より 進入可能
大枝公園 多目的球技場	守口市松下町3	面積13,862㎡	〃	東、西、南、北 全て進入可能
守口市立 大久保中学校	守口市大久保町4丁目 23-46	長さ60m×幅60m ＝面積3,600㎡	土	西、北より 進入可能

10 避難關係

《資料10-1》 避難場所・避難所一覧表

1. 広域避難場所

(令和6年1月現在)

名称	所在地	面積㎡	備考
淀川河川公園	佐太西町1丁目・2丁目、大日町4丁目、	249,000	災害時臨時ヘリポート2カ所
	大庭町2丁目、八雲北町1丁目～3丁目、		
	下島町、外島町、新橋寺町		
鶴見緑地	大字高瀬旧大枝、大字高瀬旧馬場、	539,930	災害時臨時ヘリポート1カ所
	大字高瀬旧世木、南寺方東通1丁目、		
	同4丁目、大字高瀬旧南寺方、大字高瀬旧北寺方		
大枝公園	松下町3	62,803	災害時臨時ヘリポート1カ所

2. 一時避難場所

(令和6年1月現在)

	名称	所在地	同報系無線	面積㎡	備考
A	佐太中央公園	佐太中町6-44	屋外子局	2,400	
B	金田第2公園	金田町3-231	屋外子局	5,900	
	藤田公園	藤田町2-138	屋外子局	6,000	
	金田公園	金田町1-247	屋外子局	5,500	
	大日南公園	大日東町88	屋外子局	3,700	
	梶第1公園	梶町2-172	屋外子局	3,600	
	大久保中央公園	大久保町4-207	屋外子局	5,900	
	よつば未来公園	大久保町5-6	屋外子局	13,770	
C	下島公園	八雲北町1-1	屋外子局	16,600	
	日吉公園	日吉町2-15	屋外子局	4,800	
	松月公園	松月町22	屋外子局	1,800	
	関西医科大学総合医療センター ターホスピタルガーデン	文園町10-15		8,782	
	たきい公園	文園町9		2,177	
D	大宮中央公園	大宮通1-16-1	屋外子局	10,400	

	土居公園	小春町 5-8		4,450	
E	菊水公園	菊水通 4-42	屋外子局	2,800	
	南わくわく公園	南寺方南通 3-32		6,000	
合 計				104,579	

3. 指定避難所

(令和6年1月現在)

No.	グループ	名称	所在地	連絡先		面積 (屋内)	収容可能 人員	指定緊急避難場 所との重複
				電話番号	無線			
1	A	庭窪中学校	佐太中町 4-1-7	6902-6951	422	3060	1855	○
2		庭窪小学校	佐太中町 1-6-10	6901-2369	405	1783	1081	○
3		佐太小学校	佐太中町 6-11-51	6902-1171	404	1650	1000	○
4	B	藤田小学校	藤田町 1-58-18	6903-2321	410	3450	2091	○
5		金田小学校	金田町 3-11-11	6901-6667	402	1844	1118	○
6		梶小学校	梶町 4-79-12	6902-8300	413	2750	1667	○
7		東部エリアコミュニティセンターよつば未来体育室	大久保町 5-3-48	6780-4428		471	286	○
8		よつば小学校	大久保町 2-17-26	6901-5425	417	3144	1906	○
9		大阪国際大学	藤田町 6-21-57	6902-0791	—	953	578	—
10		大久保中学校	大久保町 4-23-46	6902-1161	421	2077	1259	○
11		梶中学校	梶町 4-28-5	6902-0813	401	3450	2091	○
12		児童センター	金田町 1-4-1	6902-1006	—	316	192	○
13		東部エリアコミュニティセンター	大久保町1南27-6	6902-5500	408	673	408	○
14	C	第一中学校	竹町 12-29	6991-0680	419	1749	1060	○
15		守口小学校	八島町 13-40	6991-2367	414	2654	1609	○
16		八雲小学校	八雲西町 4-31-31	6991-2490	409	2280	1382	○
17		下島小学校	下島町 15-27	6993-0201	403	1555	943	○
18		八雲東小学校	八雲東町 2-77-7	6909-3221	411	1834	1112	○
19		西部コミュニティセンター	文園町 8-8	6993-1341	420	415	252	○
20		八雲中学校	八雲西町 3-5-21	6992-3920	412	1192	723	○
21		守口東高校	八雲中町 2-1-32	6906-8211	—	1080	655	○
22		芦間高校	外島町 1-43	6993-7687	—	1080	655	○
23		淀川工科高校	大阪市旭区太子橋 3-1-32	6952-0001	—	800	485	○

24	D	樟風中学校	西郷通 3-14-60	6992-7181	424	3267	1980	○
25		寺方南小学校	寺方元町 4-1-45	6991-0642	418	2654	1609	○
26		さくら小学校	東光町 2-1-4	6992-6551	406	1948	1181	○
27		大阪電気通信 大学高校	橋波西之町 1-5- 18	6992-6261	—	1237	750	○
28		大阪国際滝井 高校	馬場町 2-8-24	6996-5691	—	699	424	○
29		さつき学園	春日町 13-26	6991-0440	415	4497	2726	○
30		南部エリアコ ミュニティセ ンター体育館	大宮通 1-14-9	6997-4120	418	521	316	○
31		大阪国際大学 松下町校地	高瀬町 4-1	6992-5931	—	2159	1309	○
32	E	錦小学校	寺方錦通 2-8-45	6998-3661	416	2362	1432	○
33		錦コミュニティセ ンター	菊水通 4-20-10	6991-1548	423	691	419	—
34		錦中学校	南寺方東通 4-1- 31	6998-6610	—	1587	962	○
合 計					—	61,755	37,424	61901

4. 指定緊急避難場所

(令和6年1月現在)

	プロ ック	名称	所在地	連絡先		屋内面積 (㎡)	収容可 能人数	対象とする 異常な現象の 種類
				電話番号	無線			
1	A	庭窪中学校	佐太中町 4-1-7	6902-6951	422	2,815	2,815	洪水・内水氾濫
2		庭窪小学校	佐太中町 1-6-10	6901-2369	405	1,399	1,399	洪水・内水氾濫
3		佐太小学校	佐太中町 6-11-51	6902-1171	404	1,333	1,333	洪水・内水氾濫
4	B	金田小学校	金田町 3-11-11	6901-6667	402	1,598	1,598	洪水・内水氾濫
5		藤田小学校	藤田町 1-58-18	6903-2321	410	2,951	2,951	洪水・内水氾濫
6		梶小学校	梶町 4-79-12	6902-8300	413	2,262	2,262	洪水・内水氾濫
7		梶中学校	梶町 4-28-5	6902-0813	401	2,591	2,591	洪水・内水氾濫
8		児童センター	金田町 1-4-1	6902-1006	—	20	20	洪水・内水氾濫
9		東部エリアコ ミュニティセ ンター	大久保町 1 南 27-6	6902-5500	408	307	307	洪水・内水氾濫

10		東部エリアコミュニティセンター よつば未来体育室	大久保町 5-3-48	6780-4428		459	459	洪水・内水氾濫
11		よつば小学校	大久保町 2-17-26	6901-5425	417	2,445	2,445	洪水・内水氾濫
12		大久保中学校	大久保町 4-23-46	6902-1161	421	1,632	1,632	洪水・内水氾濫
13	C	第一中学校	竹町 12-29	6991-0680	419	1,458	1,458	洪水・内水氾濫
14		守口小学校	八島町 13-40	6991-2367	414	1,865	1,865	洪水・内水氾濫
15		八雲東小学校	八雲東町 2-77-7	6909-3221	411	1,448	1,448	洪水・内水氾濫
16		守口東高校	八雲中町 2-1-32	6906-8211	-	1,080	1,080	洪水・内水氾濫
17		芦間高校	外島町 1-43	6993-7687	-	1,080	1,080	洪水・内水氾濫
18		淀川工科高校	大阪市旭区太子橋 3-1-32	6952-0001	-	800	800	洪水・内水氾濫
19		八雲小学校	八雲西町 4-31-31	6991-2490	409	1,867	1,867	洪水・内水氾濫
20		下島小学校	下島町 15-27	6993-0201	403	1,300	1,300	洪水・内水氾濫
21		八雲中学校	八雲西町 3-5-21	6992-3920	412	288	288	洪水・内水氾濫
22		西部コミュニティセンター	文園町 8-8	6993-1341	420	376	376	洪水・内水氾濫
23	D	さつき学園	春日町 13-26	6991-0440	415	3,575	3,575	洪水・内水氾濫
24		樟風中学校	西郷通 3-14-60	6992-7181	424	2,717	2,717	洪水・内水氾濫
25		寺方南小学校	寺方元町 4-1-45	6991-0642	418	2,244	2,244	洪水・内水氾濫
26		さくら小学校	東光町 2-1-4	6992-6551	406	1,448	1,448	洪水・内水氾濫
27		大阪電気通信大学 高校	橋波西之町 1-5-18	6992-6261	-	1,238	1,238	洪水・内水氾濫
28		大阪国際滝井高校	馬場町 2-8-24	6996-5691	-	700	700	洪水・内水氾濫
29		大阪国際大学 松下町校地	高瀬町 4-1	6992-5931	-	2,160	2,160	洪水・内水氾濫
30	E	錦小学校	寺方錦通 2-8-45	6998-3661	416	2,040	2,040	洪水・内水氾濫
31		錦中学校	南寺方東通 4-1-31	6998-6610	-	1,276	1,276	洪水・内水氾濫
32		錦コミュニティセンター	菊水通 4-20-10	6991-1548	423	397	397	
合計						49,294	49,090	

《資料10-2》 避難場所・避難所等位置図



11 災害応援協定関係

《資料11-1》 災害時の協定一覧(民間)

	協定名称	協定内容	協定締結先	締結日
1	災害時における物資の優先供給に関する供給	物資の優先供給	守口市農業協同組合	平成8年7月26日
2	災害時における物資の優先供給に関する供給	物資の優先供給	株式会社京阪百貨店	平成8年7月26日
3	災害時相互協力協定	収集した被災市民の被災状況及び避難先情報の相互提供 高齢者、障害者等の災害弱者についての情報及び対応に關しての相互協力	守口市内郵便局	平成13年4月1日
4	災害時における物資の優先供給に関する協定	物資の優先供給	北河内農業協同組合	平成14年6月1日
5	大規模災害時における初動期協力に関する協定	資機材の提供及び技術者等の派遣	守口市建設業協同組合	平成19年3月9日
6	災害時における応急対策業務に関する協定	人員、資機材等の協力	社団法人日本下水道管路管理業協会	平成21年1月15日

	協定名称	協定内容	協定締結先	締結日
7	大規模災害時における応急対策に関する協定	資機材の提供及び技術者等の派遣	守口市造園協力会	平成 22 年 5 月 24 日
8	大規模災害における指定避難所との防災通信にかかる協定書	大阪国際大学及び大阪国際滝井高校とのMCA無線を利用しての情報伝達手段の確保	学校法人大阪国際学園	平成 24 年 1 月 13 日
9	災害時等の緊急放送における協定	災害時の緊急放送	株式会社ジェイコムウエスト，株式会社ジュピターテレコム	平成 25 年 7 月 17 日
10	大雨による大規模浸水時における消毒作業に関する協定	資機材の提供及び業務従事者等の派遣	一般社団法人 大阪府ペストコントロール協会	平成 25 年 8 月 25 日
11	災害時における一般廃棄物処理に関する支援協定	一般廃棄物の収集及び運搬	株式会社 コスミック 辰巳環境開発 株式会社 京阪総合サービス株式会社 株式会社大真 サービス 貴和興業株式会社	平成 25 年 10 月 1 日
12	大規模災害時における協力体制に関する基本協定	◎避難場所等への学生ボランティアの派遣 ◎市民等に対する備蓄物資、応急用医療資機材等の提供	学校法人大阪国際学園	平成 26 年 2 月 14 日

	協定名称	協定内容	協定 締結先	締結日
13	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	◎一時避難場所 ◎水道水、トイレ等の提供 ◎災害情報の提供 ◎物資の供給	イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー	平成27年 3月4日
14	災害時における被災者に対する応急活動への協力に関する協定	◎一時避難場所 ◎水道水、トイレ等の提供 ◎災害情報の提供 ◎物資の供給	株式会社ア カカベ	平成28年 12月28日
15	災害発生時における福祉避難所の開設及び運営管理に関する協定	福祉避難所としての施設の提供	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 地域生活総合支援センター いま	平成28年 12月28日
16	災害時における被災者に対する応急活動への協力に関する協定	◎一時避難場所 ◎水道水、トイレ等の提供 ◎災害情報の提供 ◎物資の供給	株式会社コ ノミヤ	平成29年 2月3日
17	守口市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携に関する包括協定書	包括協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	平成29年 3月30日
18	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	市指定避難所への非常用電話の設置	西日本電信電話株式会社	平成29年 8月4日

	協定名称	協定内容	協定 締結先	締結日
19	災害廃棄物の処理等に関する基本協定書	◎資機材の供給 ◎技術者等の派遣 ◎災害廃棄物の収集、運搬、処分	大栄環境ホールディングス株式会社	平成 29 年 8 月 28 日
20	災害廃棄物の処理等に関する基本協定書	◎資機材の供給 ◎技術者等の派遣 ◎災害廃棄物の収集、運搬、処分	株式会社ダイカン	平成 29 年 8 月 28 日
21	災害時における応急対策活動への協力に関する協定	◎資機材の供給 ◎技術者等の派遣 ◎災害廃棄物の収集、運搬	株式会社三島土木	平成 29 年 10 月 3 日
22	災害時における物資の自動車輸送に関する協定書	◎物資の緊急輸送 ◎情報の相互提供	一般社団法人大阪府トラック協会東北支部	平成 30 年 1 月 11 日
23	減災を目的とした防災 AR に関する協定書	◎AR 技術を用いた避難場所への誘導、平常時からの確認 ◎気象庁からの災害情報提供	一般社団法人全国防災共助協会	平成 30 年 1 月 12 日
24	災害時における施設の一時使用に関する協定書	◎ホスピタルガーデンの一時避難場所としての使用	関西医科大学総合医療センター	平成 30 年 6 月 13 日

	協定名称	協定内容	協定締結先	締結日
25	災害時等における燃料供給等に関する協定書	◎施設・車両等への燃料等の供給	大阪府石油商業組合北河内支部	平成30年11月7日
26	災害対応力強化に関する協力・連携に関する協定	◎事前の情報共有 ◎災害時の応急措置のための協力 ◎復旧活動拠点の使用 ◎通信手段の確保 ◎防災訓練の実施における協力	大阪ガス株式会社	令和元年8月19日
27	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	司法書士による被災者への相談業務実施	大阪司法書士会	令和元年12月6日
28	災害に係る情報発信等に関する協定	情報を迅速に提供し、行政機能の低下を軽減	ヤフー株式会社	令和2年12月22日
29	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	セツカー トン株式会社、Jパックス株式会社	令和2年12月22日
30	水害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	避難場所の提供	株式会社アンダーウッド	令和3年3月31日

	協定名称	協定内容	協定 締結先	締結日
31	火災等の被災者に対する緊急宿泊先確保の協力・連携に関する協定	緊急宿泊先の提供	株式会社ア ゴーラ・ホテ ルマネジメン トオオサカ	令和3年 4月1日
32	災害時における車両の提供に関する協定	災害発生時における車両の提供	有限会社ト ラックアズマ	令和3年 8月1日
33	災害時における災害廃棄物収集の支援に関する協定	災害発生時における災害廃棄物収集の支援	株式会社マ ツケン	令和3年 8月23日
34	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	災害発生時におけるレンタル資機材の提供	奥村機械株 式会社	令和3年 8月30日
35	災害発生時における指定福祉避難所の開設及び運営管理に関する協定	福祉避難所としての避難場所の提供	社会福祉法 人守口市社会 福祉協議会	令和3年 9月1日
36	災害発生時における指定福祉避難所の開設及び運営管理に関する協定	福祉避難所としての避難場所の提供	株式会社オ ールケア守口	令和3年 9月10日
37	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	災害発生時におけるレンタル資機材の提供	西尾レント オール株式会 社	令和3年 10月1日
38	守口市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	守口市災害ボランティアセンターの設置及び運営	社会福祉法 人 守口市社 会福祉協議会	令和4年 3月1日

	協定名称	協定内容	協定締結先	締結日
39	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	災害時避難施設に係る情報の提供	株式会社バカン	令和4年3月2日
40	火災等の被災者に対する緊急宿泊先確保の協力・連携に関する協定	緊急宿泊先確保の協力・連携	株式会社スーパホテル	令和4年5月17日
41	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	ドローンを活用した支援活動	一般社団法人 DPCA 一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会	令和4年5月17日
42	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	ドローンを活用した支援活動	飯尾電設株式会社	令和4年6月2日
43	災害時における物資供給等に関する協定	物資供給等	株式会社ほっかほっか亭総本部	令和4年7月22日
44	災害発生時における医療救助及び医薬品等の供給に関する協定	医療救助及び医薬品等の供給	一般社団法人 守口市薬剤師会	令和4年9月22日
45	災害発生時における指定福祉避難所の開設及び運営管理に関する協定	指定福祉避難所	社会福祉法人 優喜会 指定介護老人福祉施設 フローラル	令和4年10月17日
46	災害時における換気装置等のレンタル資機材の提供に関する協定	換気装置等のレンタル資機材の提供	株式会社ケンショウ	令和4年11月2日

	協定名称	協定内容	協定 締結先	締結日
47	災害時における生活物資の供給等に関する協定	生活物資の供給等	パナソニックホールディングス株式会社	令和5年 8月1日
48	災害発生時における指定福祉避難所の開設及び運営管理に関する協定	指定福祉避難所	グレースヴィラ守口	令和5年 8月22日
49	災害発生時における指定福祉避難所の開設及び運営管理に関する協定	指定福祉避難所	社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会	令和6年 1月24日
50	災害発生時における指定福祉避難所の開設及び運営管理に関する協定書	指定福祉避難所	社会福祉法人 守口市社会福祉協議会	令和6年 2月19日

《資料 1 1 - 2》 災害時の協定一覧（行政）

	協定名称	協定内容	協定 締結先	締結日
1	大阪府北ブロック 消防相互応援協定	大阪北ブロック における消防の相 互応援	吹田市、守口市、高槻 市、枚方市、茨木市、寝屋 川市、門真市、大東市、三 島町、四條畷町、交野町、 島本町、枚方寝屋川消防 組合、守口市門真市消防 組合	昭和 40 年 7 月 1 日
2	大阪市・守口市門 真市消防組合消防相 互応援協定	大阪市と守口市 門真市消防組合と の消防の相互応援	大阪市、守口市門真市 消防組合	昭和 40 年 12 月 1 日
3	大阪市・守口市門 真市消防組合航空消 防応援協定	大阪市と守口市 門真市消防組合と の回転翼航空機に よる消防応援	大阪市、守口市門真市 消防組合	昭和 45 年 10 月 1 日
4	守口市門真市消防 組合・東大阪市消防 相互応援協定	東大阪市と守口 市門真市消防組合 との消防の相互應 援	東大阪市、守口市門真 市消防組合	昭和 51 年 3 月 22 日
5	大阪府下広域消防 相互応援協定	大阪府域内の消 防相互応援	大阪府下の消防本部を 設置する市町村及び一部 事務組合	昭和 63 年 9 月 1 日
6	災害時応援協定 (北河内 7 市)	北河内地域の 7 市における広域的 な災害相互応援	枚方市、寝屋川市、大東 市、門真市、四條畷市、交 野市	平成 8 年 3 月 28 日

	協定名称	協定内容	協定 締結先	締結日
7	一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定（東大阪ブロック各市、3施設組合）	緊急事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の実施	枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合管理者、四條畷市交野市清掃施設組合管理者、北河内4市リサイクル施設組合管理者	平成20年 3月3日
8	大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪府域内の水道震災対策相互応援	大阪府域の市町村（大阪市を除く）の水道事業者、泉北水道企業団、大阪広域水道企業団、大阪府	令和3年 4月1日
9	災害時の相互応援に関する協定書（友好都市）	友好都市における災害時の相互応援	滋賀県高島市、和歌山県かつらぎ町、高知県東洋町	平成25年 1月19日
10	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定書について	共同事業として、無線設備の整備・管理運営を行う	大阪府	平成26年 4月1日
11	防災行政無線を活用した犯罪発生情報の提供に関する覚書について	防災行政無線を利用して犯罪発生情報の提供および注意喚起を行うもの	大阪府守口警察署	平成28年 6月9日
12	守口市安全安心なまちづくりに関する協定書の締結について	特殊詐欺被害防止総合対策プランを策定し、市と警察の連携を強固にするもの	大阪府守口警察署	平成31年 3月14日

12 被害情報関係

《資料12-1》 大阪府防災情報システムによる報告

《報告の方法》

市町村から府に対する報告は、府防災情報システムに入力することによるものとする。

ただし、本システムが故障等の原因により運用できなくなった場合は、「災害報告取扱要領」第1号様式、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（その2）により、FAXで報告することとする。

《府防災情報システムの運用について》

ア 報告の開始時点

下記のとき、府においてシステムへの災害登録をするので、被害など入力すべき事項があった都度速やかに入力するものとする。

- ① 府域において震度4の地震が発生したとき
- ② 気象警報が発表されたとき
- ③ 津波警報が発表されたとき
- ④ その他上記以外で、被害が発生した場合、又は火災事故等で特異なものが発生した場合で、府が入力を依頼したとき。

イ 直後報告については、原則としてアの①のときのみとする。

ウ 災害登録、入力モードの変更等にあたっては、府が、市町村に対して府防災行政無線の一斉通信により連絡する。

≪資料12-2≫ 災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告

≪報告すべき災害及び即報基準≫

【災害報告取扱要領】

ア 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

【火災・災害等即報基準】

ア 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ① 一般基準
 - (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
 - (3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ② 個別基準
(地震)

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

(風水害)

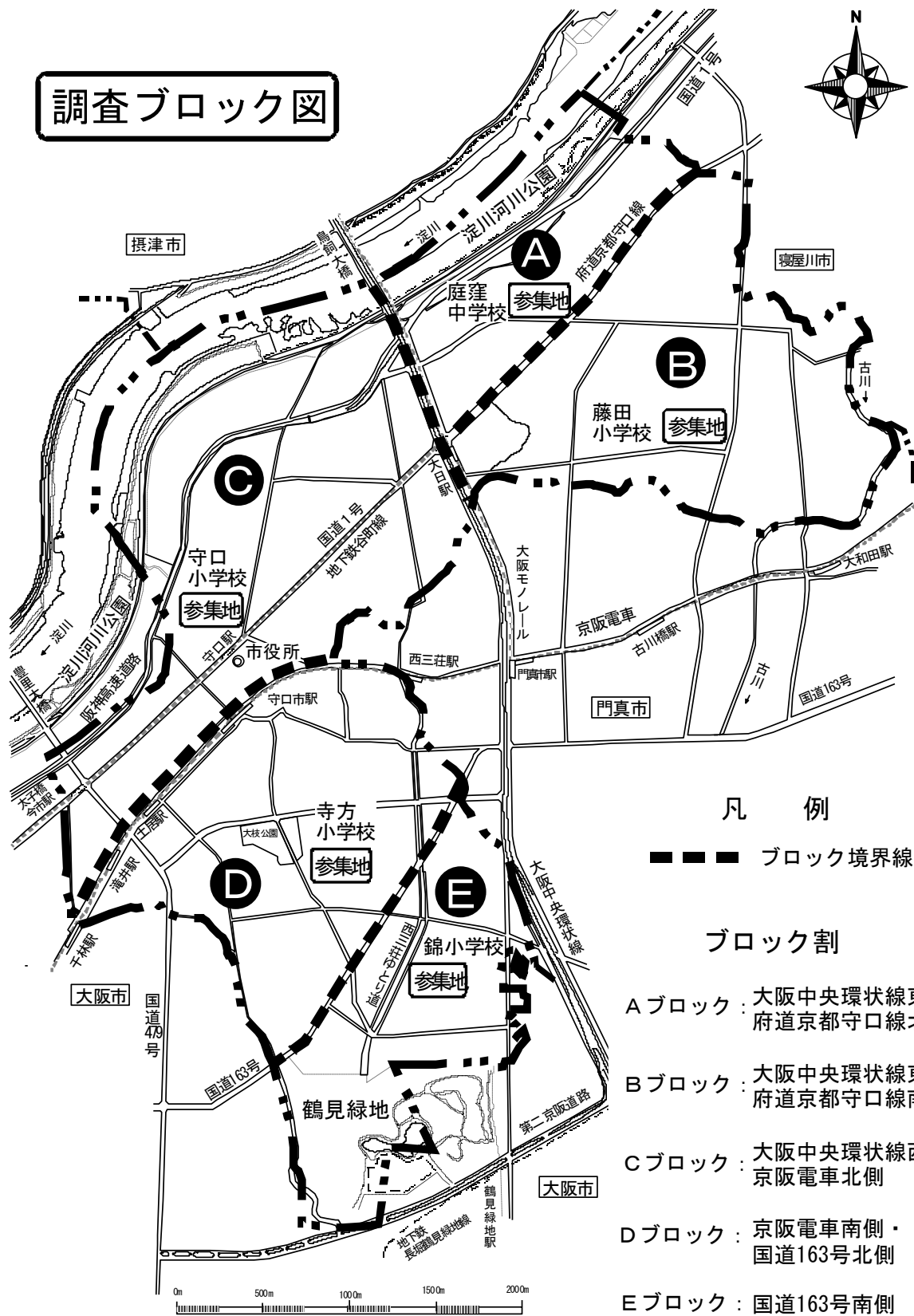
 - (1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ③ 社会的影響基準
 - ①一般基準、②個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

《資料12-3》 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みも者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	

被害項目		報告基準
その他	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。	
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となり施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

《資料12-4》 調査ブロック図



凡 例

■■■■ ブロック境界線

ブロック割

- Aブロック：大阪中央環状線東側・府道京都守口線北側
- Bブロック：大阪中央環状線東側・府道京都守口線南側
- Cブロック：大阪中央環状線西側・京阪電車北側
- Dブロック：京阪電車南側・国道163号北側
- Eブロック：国道163号南側

13 災害救助法関係

《資料13-1》 被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

《資料13-2》 災害救助法による救助の程度・方法及び期間の早見表

令和5年10月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の手指を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、該当地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流出	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬	9,900		12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1 世帯当たり ① ②に掲げる世帯以外の世帯 655,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内	緊急災害本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内 一時保存 （既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内） 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

14 復旧・復興関係

《資料14-1》 応急仮設住宅建設候補地一覧表

1 都市公園

令和5年4月現在

ブロック	公園名	開設面積 (㎡)	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)	備考
A	佐太第2公園	1,200	約 300	6	
	大日公園	3,100	約 800	16	
	佐太中央公園	2,400	約 900	18	一時避難場所
	大日東公園	1,100	約 250	5	
	小計			45	
B	金田東公園	1,100	約 400	8	
	金田第2公園	5,800	約 1,500	30	一時避難場所
	大久保公園	1,800	約 450	9	
	弥治右衛門碑前公園	3,300	約 800	16	
	藤田公園	6,000	約 1,500	30	一時避難場所
	金田公園	5,500	約 1,400	28	一時避難場所
	佐太第1東公園	2,300	約 600	12	
	大日南公園	3,700	約 900	18	一時避難場所
	梶公園	1,200	約 300	6	
	梶第1公園	3,600	約 900	18	一時避難場所
	藤田南公園	1,700	約 400	8	
	大久保中央公園	5,900	約 2,000	40	一時避難場所
	金田北公園	1,000	約 250	5	
	大久保南公園	1,200	約 300	6	
	藤田西公園	2,900	約 700	14	
	藤田東公園	1,100	約 250	5	
	金田西公園	1,000	約 250	5	
	金田きりん公園	800	約 200	4	
	金田中央公園	2,000	約 500	10	
	大久保西公園	1,400	約 350	7	
	佐太東あじさい公園	700	約 250	5	
	梶南公園	1,000	約 350	7	
	金田南公園	1,100	約 200	4	
	大日東つつじ公園	600	約 100	2	
	大日中央公園	2,100	約 250	5	
	東公園	2,000	約 300	6	
	よつば未来公園	13,700	約 2,500	50	一時避難場所
小計			358		
C	下島公園	17,000	約 3,500	70	一時避難場所
	日吉公園	4,800	約 1,400	28	一時避難場所
	松月公園	1,800	約 450	9	一時避難場所
	外島公園	1,500	約 350	7	
	八雲公園	1,700	約 400	8	
	八雲北公園	3,300	約 800	16	
	八雲東公園	2,000	約 500	10	
	八雲ぞう公園	800	約 150	3	
	八雲東第2公園	1,800	約 400	8	
	平代うさぎ公園	800	約 200	4	
	八雲北第2公園	2,700	約 200	4	
	八雲西公園	1,100	約 300	6	
	八島さくら公園	900	約 300	6	
	たきい公園	2,177	約 800	16	

	小 計			195	
D	大枝公園	62,800	約7,500	150	一時避難場所
	大宮中央公園	10,400	約3,100	62	一時避難場所
	滝井りす公園	500	約100	2	
	土居公園	4,450	約800	16	一時避難場所
	大宮公園	2,600	約800	16	
	橋波公園	1,700	約500	10	
	高瀬公園	1,700	約500	10	
	菊水北公園	1,100	約250	5	
	大宮南公園	1,100	約250	5	
	南寺方西公園	1,300	約300	6	
	西橋波さつき公園	1,000	約150	3	
	小 計			285	
E	南寺方公園	3,000	約700	14	
	菊水公園	2,800	約700	14	一時避難場所
	世木公園	7,900	約700	14	
	錦公園	1,100	約250	5	
	南寺方東公園	3,100	約800	16	
	東郷北公園	1,100	約250	5	
	小 計			68	
合 計				879	

※ 建設可能戸数は、建設可能面積を1戸当たり必要面積50㎡で除して得た数である。

2 防災協力農地

令和5年7月現在

所在地	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
金田町1丁目59番内	1,957	39
金田町1丁目59番内	13	—
大久保町5丁目38番内	1,265	25
梶町1丁目29番・30番	1,527	30
梶町1丁目29番・30番	80	1
梶町1丁目29番・30番	264	5
梶町1丁目46番内	1,059	21
梶町1丁目19番南	50	1
梶町1丁目19番南	708	14
佐太東町1丁目27番内	674	13
南寺方東通4丁目9番内	1,069	21
金田町1丁目7番内	965	19
寺方錦通4丁目1番	555	11
金田町3丁目9番内	1,032	20

所在地	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
八雲北町1丁目20番内	310	6
八雲北町1丁目20番内	214	4
南寺方東通1丁目8番内	641	12
八雲西町1丁目28番内	905	18
金田町2丁目53番	18	—
金田町2丁目53番内	557	11
八雲西町1丁目39番内	195	3
八雲西町1丁目39番内	496	9
八雲中町2丁目7番内	650	13
東郷通1丁目4番内	1,073	21
南寺方東通1丁目8番内	822	16
大久保5丁目44番内	310	6
大久保町5丁目50番内	323	6
大久保町5丁目49番内・5丁目50番内	380	7
大久保町5丁目49番内	327	6
大久保町5丁目49番内	1,004	20
藤田町4丁目19番内	1,312	26
八雲西町1丁目39番内	859	17
大宮通4丁目16番	952	19
大宮通4丁目16番	707	14
大久保町5丁目61番内	1,352	27
南寺方東通4丁目17番内	1,181	23
南寺方東通4丁目17番内	1,443	28
南寺方東通4丁目17番内	411	8
大久保町2丁目6番内	606	12
大久保町2丁目7番内	687	13
八雲北町1丁目9番内	892	17
八雲北町2丁目1番内、2丁目2番内	676	13
金田町3丁目8番内	505	10
金田町3丁目8番内	139	2

所在地	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
金田町3丁目8番内	112	2
金田町3丁目8番内	86	1
金田町3丁目8番内	1,884	37
金田町3丁目25番内	195	3
金田町3丁目25番内	925	18
梶町2丁目27番内	181	3
梶町2丁目27番内	119	2
梶町2丁目27番内	161	3
寺方東通2丁目14番内	2,044	40
佐太東町1丁目41番内	257	5
佐太東町1丁目41番内	390	7
合 計		728

※ 建設可能戸数は、建設可能面積を1戸当たり必要面積50㎡で除して得た数である。

3 その他施設

施設名	面積	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)	備考
大枝公園 多目的球技場	13,862	約13,000	260	臨時ヘリポート
学校グラウンド	市立小学校、府立高校等の学校グラウンドについては、応急仮設住宅の建設候補地であるが、応急教育等の関係から調整が必要なため、具体的な建設可能面積を設定できない。			
児童公園	児童公園は、敷地内に遊具・砂場などが点在しているため、仮設住宅の建設に必要な空間が確保できない。			

《資料14-2》 守口市災害弔慰金の支給等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項、第8条第1項並びに第10条第1項及び第4項の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害（以下この条、第5条及び第6条において「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金の支給を受けることができる遺族の範囲は、法第3条第2項の規定によるものとし、その順位は、次に掲げる順序による。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合は、兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(死亡の推定及び災害弔慰金の支給の制限)

第5条 災害による死亡の推定及び災害弔慰金の支給の制限については、法第4条及び第5

条の規定によるものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある市民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金を支給する。

2 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(災害障害見舞金の支給の制限)

第7条 災害障害見舞金の支給の制限については、法第9条において準用する法第5条の規定によるものとする。

(災害援護資金の貸付け)

第8条 法第10条第1項に規定する災害により同項各号に掲げる被害を受けた世帯で令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が令第5条に定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

2 災害援護資金の貸付額は、1世帯当たり350万円以内において市長が定める。

(償還期間)

第9条 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（市長が特別の事情があると認める場合にあつては、5年）とする。

(保証人及び貸付利率)

第10条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還方法等)

第11条 災害援護資金の貸付けに係る償還方法、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第7条第3項及び第4項、第8条から第10条までの規定によるものとする。

(償還免除)

第12条 市長は、法第13条第1項の規定により災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、令第11条による場合はこの限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年6月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

《資料14-3》 守口市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、守口市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年守口市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項を調査して支給する。

- (1) 死亡者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 条例第5条に規定する支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害弔慰金に関する必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

(災害障害見舞金の支給手続)

第4条 市長は、条例第6条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項を調査して支給する。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 条例第7条に規定する支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害障害見舞金に関する必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、条例第6条第1項に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を出させるものとする。

(災害援護資金の貸付金額)

第6条 条例第8条第2項に規定する災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付額は、次の各号に掲げる場合に従い当該各号の表の左欄に掲げる被害の種類及び程度の区分に応じ、1世帯当たりそれぞれ右欄に掲げる額を限度とする。ただし、第1号の住居が半壊した場合又は第2号の住居が半壊した場合若しくは住居が全壊した場合（住居の全体が滅失又は流失した場合を除く。）において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合で市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があつた場合

区分	貸付限度額
家財についての損害額がその価額のおおむね3分の1未満であり、かつ、住居についての損害額がその価額のおおむね3分の1未満である場合（以下「住居の損害がない場合」という。）	150万円
家財についての損害額がその価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
住居が半壊した場合	270万円
住居が全壊した場合	350万円

(2) 世帯主の負傷がない場合

区分	貸付限度額
家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
住居が半壊した場合	170万円
住居が全壊した場合（次項の場合を除く。）	250万円
住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

(借入れの申込み)

第7条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、資金借入申込書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前前年とする。以下この号において同じ。）において、本市の区域外に居住していた申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の資金借入申込書の提出は、被災した日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに行わなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、前条の規定により資金借入申込書の提出があつたときは、必要な事項の調査を行い、貸付けの可否を決定する。

2 市長は、前項の貸付けの可否を決定したときは、貸付／決定／不承認／通知書により申込者に通知する。

(借受けの手続)

第9条 資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、保証人を立てる場合にあつては保証人の連署した借用書並びに借受人及び保証人の印鑑証明書、保証人を立てない場合にあつては借用書及び借受人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(保証人)

第10条 条例第10条に規定する保証人は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 独立して生計を営んでいること。
- (2) 資金の貸付けを受けていないこと。
- (3) 資金の借受けについて他に保証をしていないこと。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 借受人は、資金の繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、その理由等を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の支払猶予の可否を決定したときは、支払猶予／承認／不承認／通知書により借受人に通知する。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の支払免除の可否を決定したときは、支払免除／承認／不承認／通知書により借受人に通知する。

(償還の免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、その理由を記載した申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

2 市長は、前項の償還免除の可否を決定したときは、償還免除／承認／不承認／通知書により当該償還免除申請者に通知する。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わつてその旨を届け出るものとする。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 (令和元年 7 月 25 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様 式

〈様式1〉 職員動員報告書

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">職員動員報告書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">総 務 部 長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">○ ○ 部長 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">○ ○ 部にかかる職員の動員状況は、下記のとおりです。</p>					
配備区分 :		配備	発令時刻 : 月 日 時 分		
所 属	氏 名	配備場所	勤務に従事した時刻	備 考	
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		
			: ~ :		

〈様式2〉 防災関係機関被害報告様式

防災関係機関被害報告様式

報 告 基 準		報 告 内 容	
共通項目	死者、負傷者が生じたとき	死者 名、負傷者 名	
	火災が生じたとき	火災発生場所： 町・通 丁目 番号 施設名：	
	独自の対策本部を生じたとき	対策本部名：	
個 別 項 目	河 川	堤防が破堤したとき	破堤・溢水場所： 住民避難の要否： 要 ・ 否 (避難の必要な地域)：
		堤防が溢水したとき	
	道 路	通行規制が生じたとき	路線名： 区 間： ~ 復旧予定： 留意事項：
	電 力	停電地域が生じたとき	地域名： 町・通 丁目付近 戸 数： 約 軒 復旧予定： 留意事項
	ガ ス	供給を停止したとき	
	水 道	供給を停止したとき	
	電 話	電話サービス停止地域が生じたとき	
	鉄 道	不通区間を生じたとき	不通区間： 駅~ 駅 運行停止期間： 月 日 時~ 月 日 時 復旧予定： 留意事項
		運行を停止したとき	
	その他	関係機関が必要と認めたとき	内容：

報告日	年 月 日 時 分 報告番号： 号
報告者	機関名： 氏名：
報告先	守口市：電話（代表）06-6992-1221 （危機管理室直通）06-6992-1497 FAX 06-6994-7494

〈様式3〉 被害状況受付表

①被害状況受付表（地震災害用）

受信時間	年 月 日 時 分現在	受信者
受信相手	市民 住所 町・通 丁目 番号 氏名 電話	
	市 調査復旧班・救援救護班・水道局 () 避難所・その他 () 氏名等 ()	
受信内容		
処理附記		処理者
通報先	警 察・消防本部・大阪ガス・関西電力・NTT	
	市 調査復旧班・救援救護班・水道局 () 避難所・その他 () 氏名等 ()	

②被害状況受付表（浸水被害用）

番号	時：分	住宅地図 ページ	住 所	氏名	受付者	被 害 内 容	現場の状況	消毒	衛生	処 置 内 容
				電話	現調者					
	:		町 通	氏名	受付者	床下浸水、床上浸水、会所詰まり 道路冠水、ポンプ要請、消毒要請 土のう要請				
			丁目 番地	電話	現調者					
			番 号							
	:		町 通	氏名	受付者	床下浸水、床上浸水、会所詰まり 道路冠水、ポンプ要請、消毒要請 土のう要請				
			丁目 番地	電話	現調者					
			番 号							
	:		町 通	氏名	受付者	床下浸水、床上浸水、会所詰まり 道路冠水、ポンプ要請、消毒要請 土のう要請				
			丁目 番地	電話	現調者					
			番 号							